

西脇市・黒田庄町合併協議会

第10回会議資料

日時：平成16年8月26日（木） 午後1時30分～
場所：場所：黒田庄町中央公民館 大ホール

第10回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

と き 平成16年8月26日(木)
午後1時30分から
ところ 黒田庄町中央公民館 大ホール

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

協議事項

- 協議第47号 各種事業(建設関係事業)の取扱い(その2)について
- 協議第48号 各種事業(上・下水道事業)の取扱い(その2)について
- 協議第49号 各種事業(その他事業)の取扱いについて
- 協議第50号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

事前提案事項

- 協議第51号 各種事業(各種福祉事業)の取扱いについて
- 協議第52号 各種事業(農林水産関係事業)の取扱いについて
- 協議第53号 各種事業(社会教育事業)の取扱いについて

4 その他

- | | | | |
|-------|------|-----------|------------------------------|
| 協議会日程 | 第11回 | 9月6日(月) | 午後6時30分～
西脇市生涯学習まちづくりセンター |
| | 第12回 | 9月30日(木) | 午後1時30分～
西脇市生涯学習まちづくりセンター |
| | 第13回 | 10月20日(水) | 午後1時30分～
黒田庄町中央公民館 |

協 議 事 項

協議第47号	各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）について	P 1 ~ P 9
協議第48号	各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）について	P 1 0 ~ P 1 8
協議第49号	各種事業（その他事業）の取扱いについて	P 1 9 ~ P 2 3
協議第50号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	P 2 4 ~ P 2 9

協議第47号

各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）について

各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）については、次のとおりとする。

平成16年7月29日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）

道路照明灯・防犯灯の設置及び維持管理については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

市道・町道については、現行のまま新市の市道として引き継ぎ、新市において新たな市道認定基準を定め、認定道路の見直しを行う。

道路及び河川改良事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、黒田庄町の区域については、当分の間、認定外道路及び排水路改良事業を対象に、現行の黒田庄町町単独補助事業を実施する。

急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者分担金は、新市発足時に黒田庄町の例により調整する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協定項目	22-16 各種事業（建設関係事業）の取扱い その2	関係項目	専門部会名	産業・建設部会
			防災・防犯、道路・河川の施設管理、 道路・河川の新設改良	
調整内容	<p>道路照明灯・防犯灯の設置及び維持管理については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p> <p>市道・町道については、現行のまま新市の市道として引き継ぎ、新市において新たな市道認定基準を定め、認定道路の見直しを行う。</p> <p>道路及び河川改良事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、黒田庄町の区域については、当分の間、認定外道路及び排水路改良事業を対象に、現行の黒田庄町単独補助事業を実施する。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者分担金は、新市発足時に黒田庄町の例により調整する。</p>			

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
<p>道路照明灯・防犯灯の維持管理について差異がある。</p> <p>市道・町道の認定基準について差異がある。</p> <p>道路・河川改良事業について、施行方法及び分担金の率に差異がある。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者分担金については、黒田庄町のみ課している。</p>	<p>合併時に西脇市の例により統合する。</p> <p>現行のまま新市に引き継ぎ、新市において見直しを行う。</p> <p>合併時に西脇市の例により統合する。</p> <p>合併時に黒田庄町の例により調整する。</p>	<p>道路照明灯・防犯灯の設置及び維持管理については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p> <p>市道・町道については、現行のまま新市の市道として引き継ぎ、新市において新たな市道認定基準を定め、認定道路の見直しを行う。</p> <p>道路及び河川改良事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、黒田庄町の区域については、当分の間、認定外道路及び排水路改良事業を対象に、現行の黒田庄町単独補助事業を実施する。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者分担金は、新市発足時に黒田庄町の例により調整する。</p>

項 目	現	況																								
	西 脇 市	黒 田 庄 町																								
道路照明灯・防犯灯の設置及び維持管理	<p>西脇市道路照明施設の設置及び取扱いに関する要綱</p> <p>【目的】 夜間における住民の安全と交通事故の防止を図る。</p> <p>【道路照明灯設置場所】 道路の交差点、横断歩道又は横断歩道橋のある付近 道路の幅員構成、線形が急激に変化する場所 池、橋りょう、トンネル、又は踏切等があり、交通に危険と認められる場所 上記以外で、夜間交通上危険で特に必要と認められる場所</p> <p>【防犯灯設置場所】 市道及びその他の道路で必要と認められる場所 防犯上危険防止のため必要と認められる場所 その他市長が特に必要と認める場所</p> <p>【設置の方法】 道路照明施設（道路照明灯及び防犯灯）は、市長が特に必要と認めるもののほか、地元区長からの要望に基づき市が設置する。</p> <p>【照明施設の維持管理】 道路照明施設の維持管理は市が行う。ただし、集落内の防犯灯の維持管理については地元が行う。</p>	<p>要綱未整備</p> <p>【目的】 夜間における住民の安全と交通事故の防止を図る。</p> <p>【道路照明灯設置場所】 道路の新設・改良の際に必要があると認められる場所 区長からの要望があり適当と認められる場所</p> <p>【防犯灯設置場所】 集落間を結ぶ幹線道路について防犯上必要と認められる場所</p> <p>【設置の方法】 道路照明施設（道路照明灯及び防犯灯）は、町長が特に必要と認めるものについて、町が設置する。ただし、集落内の防犯灯については地元で設置する。</p> <p>【照明施設の維持管理】 町設置の道路照明施設の維持管理については町が行う。ただし、地元設置の防犯灯の維持管理については地元が行う。</p>																								
道路認定等	<p>認定路線</p> <p>【市道路認定路線】（平成16年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>路線数</th> <th>路線延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>3 5 路線</td> <td>31,438.0m</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>2 4 路線</td> <td>15,027.6m</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7 2 7 路線</td> <td>243,937.3m</td> </tr> </tbody> </table> <p>道路改良率 6 6 . 5 % 舗 装 率 9 4 . 7 %</p>		路線数	路線延長	1 級	3 5 路線	31,438.0m	2 級	2 4 路線	15,027.6m	その他	7 2 7 路線	243,937.3m	<p>認定路線</p> <p>【町道路認定路線】（平成16年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>路線数</th> <th>路線延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>7 路線</td> <td>6,997.3m</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>1 4 路線</td> <td>14,861.5m</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4 7 2 路線</td> <td>118,910.1m</td> </tr> </tbody> </table> <p>道路改良率 5 2 . 9 % 舗 装 率 8 6 . 2 %</p>		路線数	路線延長	1 級	7 路線	6,997.3m	2 級	1 4 路線	14,861.5m	その他	4 7 2 路線	118,910.1m
	路線数	路線延長																								
1 級	3 5 路線	31,438.0m																								
2 級	2 4 路線	15,027.6m																								
その他	7 2 7 路線	243,937.3m																								
	路線数	路線延長																								
1 級	7 路線	6,997.3m																								
2 級	1 4 路線	14,861.5m																								
その他	4 7 2 路線	118,910.1m																								

項 目	現 況 西 脇 市	黒 田 庄 町
	<p>認定基準</p> <p>【趣旨】 道路法第3条第4号に規定する西脇市道路の取扱いに関して必要な事項を定める。</p> <p>【認定基準】 市道に認定する道路は、一般の交通の用に供する道路で原則として幅員が4メートル以上又は4メートル以上に改良できる道路であり、次の各号の一に該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>都市計画道路として決定し、事業認定を受けた道路又は土地区画整理法に基づいて築造された道路</p> <p>市内の公共施設に通ずる道路、国、県道と市道又は市道と市道を相互に連絡する主要な道路</p> <p>地区内の主要な道路又は他市町と連絡する道路</p> <p>沿線に家屋が点在している道路</p> <p>【市道の等級及び規格】</p> <p>1級市道</p> <p>ア 都市計画決定された幹線道路</p> <p>イ 国、県道と接続して市内を縦断又は横断して市内幹線道路網の主要部分を構成する道路</p> <p>ウ 幅員が7メートル以上のもの又は幅員7メートル以上に拡幅計画のある主要な道路</p> <p>エ その他特に市長が必要と認めた主要な道路</p> <p>2級市道</p> <p>ア 都市計画決定された補助幹線道路</p> <p>イ 国、県道又は一級市道に接続した道路</p> <p>ウ 幅員が4メートル以上のもの又は幅員4メートル以上に拡幅計画のある主要な道路</p> <p>エ 2地区以上及び公共施設に連絡する道路</p> <p>オ その他特に市長が必要と認めた道路</p> <p>その他の市道</p> <p>前各号に定める以外の道路</p>	<p>認定基準</p> <p>【趣旨】</p> <p>【認定基準】 特に設けていない。</p> <p>【町道の等級及び規格】 特に設けていない。</p>

項 目	現 況				黒 田 庄 町					
	西 脇 市									
道路等改良事業	市道				町道					
	種別	費目 事業区分	新設改良工事	舗装新設工事	補修工事	種別	費目 事業区分	新設改良工事	舗装新設工事	補修工事
	1級市道	国庫補助事業	国費及び市費	国費及び市費	市費	1級町道	国庫補助事業	国費及び町費	国費及び町費	町費
		市単独事業	市費	市費	市費		町単独事業	町費	町費	町費
	2級市道	国庫補助事業	国費及び市費	国費及び市費	市費	2級町道	国庫補助事業	国費及び町費	国費及び町費	町費
		市単独事業	市費	市費	市費		町単独事業	町費	町費	町費
	その他の市道	市単独事業	市費	市費	市費	その他の町道	町単独事業	町費	町費	町費
	種別	用地取得	物件補償		種別	用地取得	物件補償			
	1級市道	国費及び市費	国費及び市費		1級町道	国費及び町費	国費及び町費			
		市費	市費			町費	町費			
2級市道	国費及び市費	国費及び市費		2級町道	国費及び町費	国費及び町費				
	市街化区域は1級と同等扱い その他は地元負担 市費 50%	市街化区域は1級と同等扱い その他は地元負担 市費 50%	市費 50%		町費	町費				
その他の市道	地元負担 市費	50% 50%	地元負担 市費	50% 50%	その他の町道	町費	町費			
1 用地買収単価は、下記の 又は の安い方の価格を採用する。 近隣の公示地・基準値の価格及び鑑定価格から比準した価格 地元自治会と地権者で合意を得ている価格 2 市単独事業の用地費・物件補償費の交渉は、地元自治会が主体的に行い、市職員が補助する。 3 測量及び登記事務は、市が行う。				集落の実施する10万円以上の道路改良事業に70%の補助を行う町単独補助事業の制度あり。						

現 況	
項 目	西 脇 市
	<p>生活道路</p> <p>【根拠】 西脇市生活道路整備要綱</p> <p>【目的】 生活道路の舗装を行うことについて必要な事項を定め、もって交通網及び生活環境の整備を図ることを目的とする。</p> <p>【整備の対象】 生活道路の整備の対象となる道路は、道路の現況を有し、敷地の境界が明確に区分されて、かつ、国、県、市道と接続している道路で、次の各号の一に該当するものをいう。 沿道に人家が密集している道路 公共施設に通じる道路 交通量の多い道路</p> <p>【施行及び負担】 生活道路の整備は、申請者の依頼により市が予算の範囲内で施行するものとし、請負（清算）工事費の2分の1を地元が負担する。</p> <p>【整備後の維持管理】 整備後の維持管理は、地元が行うものとする。</p>
	<p>生活道路</p>
	<p>市単独補助事業</p>
	<p>町単独補助事業</p> <p>【根拠】 黒田庄町土木費等地元負担金分担金の一部を助成する規則</p> <p>【目的】 町内における公共土木施設及び公共社会福祉施設の工事のために支出する地元分担金又は負担金に対し、その一部を助成し、地元の負担軽減を図ると共に、当該施設の向上進展に寄与する。</p> <p>【助成の対象】 査定設計額10万円以上の町単独事業で公共性を持ち、かつ、住民の共有に帰すると認められる事業</p> <p>【助成率】 査定設計額の10分の7を助成（事業主体は集落）</p>

項 目	現 況																																							
	西 脇 市			黒 田 庄 町																																				
急傾斜地崩壊対策事業	<p>【事業の概要】 急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地の土地の崩壊を防止するための施設を造り、土地の崩壊を防止する。県の事業であるが、工事に要する費用の一部をその利益を受ける者から分担金として徴収する。</p> <p>【事業費の負担割合等】 地元分担金を徴収する規定なし。 事業実施箇所なし。 (参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業主体</th> <th colspan="2">国・県</th> <th>市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業名</td> <td>公共事業</td> <td>県単独事業</td> <td>災害関連地域防災 がけ崩れ対策事業</td> </tr> <tr> <td>率</td> <td>国県 8/10～9.5/10</td> <td>県 9/10</td> <td>国県 3/4</td> </tr> <tr> <td>市町負担</td> <td>2/10～0.5/10</td> <td>1/10</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>全体事業費</td> <td>4,000万円以上</td> <td>特になし</td> <td>300万円以上</td> </tr> <tr> <td>保全対象</td> <td>人家10戸以上ただし避難関連、弱者対策は5戸以上</td> <td>人家5戸以上ただし5戸未満であっても官公署、病院、学校旅館等があるもの</td> <td>人家2戸以上</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域内</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設の管理</td> <td>県</td> <td>県</td> <td>市町</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・高さ10m以上 ・砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区ではできない。</td> <td>・高さ5m以上 ・砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区ではできない。</td> <td>・高さ5m以上 ・原則として、砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区ではできない。 ・激甚災害指定が必要</td> </tr> </tbody> </table> <p>避難関連は、全体事業費は、7,000万円以上となる。</p>			事業主体	国・県		市町	事業名	公共事業	県単独事業	災害関連地域防災 がけ崩れ対策事業	率	国県 8/10～9.5/10	県 9/10	国県 3/4	市町負担	2/10～0.5/10	1/10	1/4	全体事業費	4,000万円以上	特になし	300万円以上	保全対象	人家10戸以上ただし避難関連、弱者対策は5戸以上	人家5戸以上ただし5戸未満であっても官公署、病院、学校旅館等があるもの	人家2戸以上	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険区域内	急傾斜地崩壊危険区域内		施設の管理	県	県	市町	その他	・高さ10m以上 ・砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区ではできない。	・高さ5m以上 ・砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区ではできない。	・高さ5m以上 ・原則として、砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区ではできない。 ・激甚災害指定が必要	<p>【事業の概要】 同 左</p> <p>【事業費の負担割合】 受益者分担金については、町負担の3/10 平成15～17年度事業実施あり</p>
事業主体	国・県		市町																																					
事業名	公共事業	県単独事業	災害関連地域防災 がけ崩れ対策事業																																					
率	国県 8/10～9.5/10	県 9/10	国県 3/4																																					
市町負担	2/10～0.5/10	1/10	1/4																																					
全体事業費	4,000万円以上	特になし	300万円以上																																					
保全対象	人家10戸以上ただし避難関連、弱者対策は5戸以上	人家5戸以上ただし5戸未満であっても官公署、病院、学校旅館等があるもの	人家2戸以上																																					
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険区域内	急傾斜地崩壊危険区域内																																						
施設の管理	県	県	市町																																					
その他	・高さ10m以上 ・砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区ではできない。	・高さ5m以上 ・砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区ではできない。	・高さ5m以上 ・原則として、砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区ではできない。 ・激甚災害指定が必要																																					

関係法令

道路法（昭和27年法律第180号）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

（道路の種類）

第3条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

高速自動車国道

一般国道

都道府県道

市町村道

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

5 前項の承諾があつた場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

（路線認定の告示）

第9条 都道府県知事又は市町村長は、第7条又は前条の規定により路線を認定した場合においては、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。

（市町村道の管理）

第16条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

2 第8条第3項の規定により市町村長が当該市町村の区域をこえて市町村道の路線を認定した場合においては、その道路の管理は、当該路線を認定した市町村長の統轄する市町村が行う。但し、当該路線が他の市町村道の路線と重複する場合においては、その重複する部分の道路の管理方法については、関係市町村長がそれぞれの議会の議決を経て協議しなければならない。

3 第7条第5項及び第6項の規定は、前項但書の規定による協議が成立しない場合について準用する。この場合において、これらの規定中「関係都道府県知事」とあるのは「関係市町村長」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第6項中「当該都道府県の議会」とあるのは「当該市町村の議会」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第7条第5項及び第6項の規定により都道府県知事が裁定をした場合においては、第2項但書の規定の適用については、関係市町村長の協議が成立したものとみなす。

5 第2項但書の規定による関係市町村長の協議が成立した場合（前項の規定により関係市町村長の協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、関係市町村長は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

先進事例

市町村名	調整の方針
<p>加東市 (予定)</p>	<p>各種事務事業（交通防犯関係事業）の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全啓発事業については、合併後に調整する。 2 通学路の交通安全指導については、合併時に調整する。 3 防犯灯の設置基準及び維持管理については、合併時に調整する。 <p>各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路占用料については、合併時に統一する。 2 公園使用料については、合併時に統一する。 3 町道、河川及び橋梁については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 4 合併時に認定町道の見直しを行う。合併後5年を目途に道路網の見直しを行い、新たに認定基準を策定する。 5 生活道路舗装事業については、道路網の見直しと同時に事業の見直しを行う。ただし、事業の見直しが完了するまでは、新市全域に生活道路舗装事業は継続する。
<p>豊岡市 (予定)</p>	<p>建設関係事業の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 急傾斜地崩壊対策事業受益者負担金は、事業費の1%とする。 (2) 土木事業受益者負担金は、合併時に廃止する。 (3) 道路占用料は、豊岡市の例により調整する。 (4) 日高町の掘削弁償金制度は、合併時に廃止する。 (5) 公営住宅家賃決定基準に係る利便性係数は、県営住宅の例により調整する。ただし、新家賃が現行家賃より高くなる者は、合併後3年間負担軽減措置を講じる。 (6) 公営住宅の維持管理等は、豊岡市の例により調整する。ただし、公営住宅に係る駐車場使用料は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後整備されるものについては使用料を徴収する。なお、新市において策定される住宅マスタープラン等総合的な住宅施策を策定する中で、その適切な負担のあり方についても検討する。
<p>淡路市 (予定)</p>	<p>建設関係事業の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定道路、河川等については、新市に引き継ぐ 2 道路占用料については、合併時に調整する。 3 道路認定基準については、幅員4m以上を基本とし、詳細な基準については合併時まで調整する。 4 法定外公共物占用料については、合併時まで調整する。

協議第48号

各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）について

各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）については、次のとおりとする。

平成16年7月29日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）

下水道事業等及びその認可区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。

下水道事業等の受益者負担金・分担金については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。

下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。納付方法については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

水洗化促進事業については、新市において再編する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協定項目	22-17 各種事業(上・下水道事業)の取扱いについて (その2)	関係項目	下水道事業
調整内容	下水道事業等及びその認可区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。 下水道事業等の受益者負担金・分担金については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。 下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。納付方法については、新市発足時に西脇市の例により統合する。 水洗化促進事業については、新市において再編する。		

現		況		調整方針		
西脇市		黒田庄町				
1. 下水道事業		1. 下水道事業		下水道事業等及びその認可区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。		
公共下水道事業		公共下水道事業				
下水道の名称	西脇市公共下水道事業(都市計画)	下水道の名称	特定環境保全公共下水道事業			
処理区名	西脇分区	処理区名	南部処理区			
排除方式	分流式	排除方式	分流式			
全体計画	面積	1,533ha	全体計画		面積	190.0ha
	人口	34,400人			人口	5,800人
	処理場面積	加古川上流浄化センターにて処理			処理場面積	9,999m ²
	処理能力	加古川上流浄化センターにて処理			処理能力	2,270m ³ /日平均
農業集落排水事業		農業集落排水事業				
下水道の名称	農業集落排水事業	下水道の名称	農業集落排水事業			
処理区名	水尾地区	処理区名	中部処理区			
排除方式	分流式	排除方式	分流式			
全体計画	面積	13.4ha	全体計画	面積	43.6ha	
	人口	550人		人口	1,430人	
	処理場面積	995.00m ²		処理場面積	3,244m ²	
	処理能力	149.0m ³ /日		処理能力	387m ³ /日	

現 況		調整方針															
西 脇 市	黒 田 庄 町																
<table border="1"> <tr><td>下水道の名称</td><td>農業集落排水事業</td></tr> <tr><td>処理区名</td><td>合山地区</td></tr> <tr><td>排除方式</td><td>分流式</td></tr> <tr><td rowspan="4">全体計画</td><td>面積</td><td>5.2ha</td></tr> <tr><td>人口</td><td>280人</td></tr> <tr><td>処理場面積</td><td>923.64m²</td></tr> <tr><td>処理能力</td><td>75.6m³/日</td></tr> </table>		下水道の名称	農業集落排水事業	処理区名	合山地区	排除方式	分流式	全体計画	面積	5.2ha	人口	280人	処理場面積	923.64m ²	処理能力	75.6m ³ /日	
下水道の名称	農業集落排水事業																
処理区名	合山地区																
排除方式	分流式																
全体計画	面積	5.2ha															
	人口	280人															
	処理場面積	923.64m ²															
	処理能力	75.6m ³ /日															
<table border="1"> <tr><td>下水道の名称</td><td>農業集落排水事業</td></tr> <tr><td>処理区名</td><td>中畑地区</td></tr> <tr><td>排除方式</td><td>分流式</td></tr> <tr><td rowspan="4">全体計画</td><td>面積</td><td>16.4ha</td></tr> <tr><td>人口</td><td>700人</td></tr> <tr><td>処理場面積</td><td>1,056.44m²</td></tr> <tr><td>処理能力</td><td>189.0m³/日</td></tr> </table>		下水道の名称	農業集落排水事業	処理区名	中畑地区	排除方式	分流式	全体計画	面積	16.4ha	人口	700人	処理場面積	1,056.44m ²	処理能力	189.0m ³ /日	
下水道の名称	農業集落排水事業																
処理区名	中畑地区																
排除方式	分流式																
全体計画	面積	16.4ha															
	人口	700人															
	処理場面積	1,056.44m ²															
	処理能力	189.0m ³ /日															
<table border="1"> <tr><td>下水道の名称</td><td>農業集落排水事業</td></tr> <tr><td>処理区名</td><td>高松地区</td></tr> <tr><td>排除方式</td><td>分流式</td></tr> <tr><td rowspan="4">全体計画</td><td>面積</td><td>10.0ha</td></tr> <tr><td>人口</td><td>850人</td></tr> <tr><td>処理場面積</td><td>928.47m²</td></tr> <tr><td>処理能力</td><td>230.0m³/日</td></tr> </table>		下水道の名称	農業集落排水事業	処理区名	高松地区	排除方式	分流式	全体計画	面積	10.0ha	人口	850人	処理場面積	928.47m ²	処理能力	230.0m ³ /日	
下水道の名称	農業集落排水事業																
処理区名	高松地区																
排除方式	分流式																
全体計画	面積	10.0ha															
	人口	850人															
	処理場面積	928.47m ²															
	処理能力	230.0m ³ /日															
<table border="1"> <tr><td>下水道の名称</td><td>農業集落排水事業</td></tr> <tr><td>処理区名</td><td>日野北地区</td></tr> <tr><td>排除方式</td><td>分流式</td></tr> <tr><td rowspan="4">全体計画</td><td>面積</td><td>48.1ha</td></tr> <tr><td>人口</td><td>2,340人</td></tr> <tr><td>処理場面積</td><td>2,163.87m²</td></tr> <tr><td>処理能力</td><td>632.0m³/日</td></tr> </table>		下水道の名称	農業集落排水事業	処理区名	日野北地区	排除方式	分流式	全体計画	面積	48.1ha	人口	2,340人	処理場面積	2,163.87m ²	処理能力	632.0m ³ /日	
下水道の名称	農業集落排水事業																
処理区名	日野北地区																
排除方式	分流式																
全体計画	面積	48.1ha															
	人口	2,340人															
	処理場面積	2,163.87m ²															
	処理能力	632.0m ³ /日															
<table border="1"> <tr><td>下水道の名称</td><td>農業集落排水事業</td></tr> <tr><td>処理区名</td><td>小苗処理区</td></tr> <tr><td>排除方式</td><td>分流式</td></tr> <tr><td rowspan="4">全体計画</td><td>面積</td><td>8.4ha</td></tr> <tr><td>人口</td><td>380人</td></tr> <tr><td>処理場面積</td><td>1,419m²</td></tr> <tr><td>処理能力</td><td>103m³/日</td></tr> </table>		下水道の名称	農業集落排水事業	処理区名	小苗処理区	排除方式	分流式	全体計画	面積	8.4ha	人口	380人	処理場面積	1,419m ²	処理能力	103m ³ /日	
下水道の名称	農業集落排水事業																
処理区名	小苗処理区																
排除方式	分流式																
全体計画	面積	8.4ha															
	人口	380人															
	処理場面積	1,419m ²															
	処理能力	103m ³ /日															
<table border="1"> <tr><td>下水道の名称</td><td>農業集落排水事業</td></tr> <tr><td>処理区名</td><td>北部処理区</td></tr> <tr><td>排除方式</td><td>分流式</td></tr> <tr><td rowspan="4">全体計画</td><td>面積</td><td>34.7ha</td></tr> <tr><td>人口</td><td>1,960人</td></tr> <tr><td>処理場面積</td><td>3,301m²</td></tr> <tr><td>処理能力</td><td>530m³/日</td></tr> </table>		下水道の名称	農業集落排水事業	処理区名	北部処理区	排除方式	分流式	全体計画	面積	34.7ha	人口	1,960人	処理場面積	3,301m ²	処理能力	530m ³ /日	
下水道の名称	農業集落排水事業																
処理区名	北部処理区																
排除方式	分流式																
全体計画	面積	34.7ha															
	人口	1,960人															
	処理場面積	3,301m ²															
	処理能力	530m ³ /日															

現		況		調整方針
西 脇 市		黒 田 庄 町		
下水道の名称	農業集落排水事業			
処理区名	出会地区			
排除方式	分流式			
全体計画	面積	3.7ha		
	人口	210人		
	処理場面積	843.68m ²		
	処理能力	56.7m ³ /日		
下水道の名称	農業集落排水事業			
処理区名	明楽寺落方地区			
排除方式	分流式			
全体計画	面積	13.7ha		
	人口	990人		
	処理場面積	1,039.41m ²		
	処理能力	268.0m ³ /日		
下水道の名称	農業集落排水事業			
処理区名	岡崎上王子地区			
排除方式	分流式			
全体計画	面積	8.5ha		
	人口	590人		
	処理場面積	1,187.07m ²		
	処理能力	160.0m ³ /日		
下水道の名称	農業集落排水事業			
処理区名	住吉地区			
排除方式	分流式			
全体計画	面積	6.8ha		
	人口	510人		
	処理場面積	1,466.04m ²		
	処理能力	138.0m ³ /日		

現 況		調整方針															
西 脇 市	黒 田 庄 町																
コミュニティプラント事業 該当なし	コミュニティプラント事業 <table border="1"> <tr> <td>下 水 道 の 名 称</td> <td>コミュニティプラント</td> </tr> <tr> <td>処 理 区 名</td> <td>畑瀬処理区</td> </tr> <tr> <td>排 除 方 式</td> <td>分流式</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">全 体 計 画</td> <td>面 積</td> <td>2.1ha</td> </tr> <tr> <td>人 口</td> <td>250人</td> </tr> <tr> <td>処 理 場 面 積</td> <td>1,373m²</td> </tr> <tr> <td>処 理 能 力</td> <td>64.7m³/日</td> </tr> </table>	下 水 道 の 名 称	コミュニティプラント	処 理 区 名	畑瀬処理区	排 除 方 式	分流式	全 体 計 画	面 積	2.1ha	人 口	250人	処 理 場 面 積	1,373m ²	処 理 能 力	64.7m ³ /日	
下 水 道 の 名 称	コミュニティプラント																
処 理 区 名	畑瀬処理区																
排 除 方 式	分流式																
全 体 計 画	面 積	2.1ha															
	人 口	250人															
	処 理 場 面 積	1,373m ²															
	処 理 能 力	64.7m ³ /日															
2. 下水道事業受益者負担金・分担金 公共下水道事業 区域内に所有する土地の面積1㎡当りに550円を乗じた額 分割納付 年4期(7、9、11、1月)×3年 農業集落排水事業 年度ごとの事業費の100分の5を、地区若しくは委員会に一括賦 課徴収	2. 下水道事業分担金 特環・農集・コミュニティプラント共通 公共汚水桝1基当り 170,000円	下水道事業等の受益者負 担金・分担金については、 当分の間現行のとおりと し、新市において段階的に 調整する。															

現 況		調整方針																			
西 脇 市	黒 田 庄 町																				
3. 下水道使用料 公共下水道事業 (1か月につき)(税抜き)		下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>基 本 使 用 料</th> <th>従 量 使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般汚水</td> <td rowspan="5">10m³以下 750円</td> <td>11m³~ 30m³ 100円</td> </tr> <tr> <td>31m³~ 50m³ 120円</td> </tr> <tr> <td>51m³~ 100m³ 150円</td> </tr> <tr> <td>101m³~ 200m³ 180円</td> </tr> <tr> <td>201m³~ 500m³ 210円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>501m³以上 240円</td> </tr> <tr> <td>浴場汚水</td> <td>10m³以下 750円</td> <td>10m³以上 100円</td> </tr> <tr> <td>臨時用等</td> <td>10m³以下 750円</td> <td>10m³以上 240円</td> </tr> </tbody> </table>	種 類		基 本 使 用 料	従 量 使 用 料	一般汚水	10m ³ 以下 750円	11m ³ ~ 30m ³ 100円	31m ³ ~ 50m ³ 120円	51m ³ ~ 100m ³ 150円	101m ³ ~ 200m ³ 180円	201m ³ ~ 500m ³ 210円			501m ³ 以上 240円	浴場汚水	10m ³ 以下 750円	10m ³ 以上 100円	臨時用等	10m ³ 以下 750円	10m ³ 以上 240円	3. 下水道使用料 特定環境保全公共下水道事業 基本料金 4,000円(1世帯、1か月) 人数割 300円(1人、1か月) (税抜き)
種 類	基 本 使 用 料		従 量 使 用 料																		
一般汚水	10m ³ 以下 750円		11m ³ ~ 30m ³ 100円																		
			31m ³ ~ 50m ³ 120円																		
			51m ³ ~ 100m ³ 150円																		
			101m ³ ~ 200m ³ 180円																		
			201m ³ ~ 500m ³ 210円																		
			501m ³ 以上 240円																		
浴場汚水	10m ³ 以下 750円		10m ³ 以上 100円																		
臨時用等	10m ³ 以下 750円	10m ³ 以上 240円																			
<計算例> 1ヶ月に30m ³ (平均的)使用の場合 基本料金 10m ³ 以下 750円 11m ³ ~ 30m ³ (100円×20m ³) 2,000円 合 計 2,750円	<計算例> 4人家族の場合 基本料金 4,000円 人数割 (300円×4人) 1,200円 合 計 5,200円																				
・井戸水のみ使用の場合 世帯人員数ごとに、7m ³ /月の認定水量で算定 ・井戸水併用の場合 給水メーターによる使用水量 + (7m ³ ×人数) / 2 と7m ³ ×人数の いずれが多い方	[*特環・農集・コミュニティプラント共通]																				
農業集落排水事業 基本料金 1,600円(1世帯、1か月) 人数割 500円(1人、1か月) (税抜き)	農業集落排水事業 基本料金 4,000円(1世帯、1か月) 人数割 300円(1人、1か月) (税抜き)																				
<計算例> 4人家族の場合 基本料金 1,600円 人数割 (500円×4人) 2,000円 合 計 3,600円																					

現		況		調整方針
西 脇 市		黒 田 庄 町		
コミュニティプラント 該当なし		コミュニティプラント 基本料金 4,000円(1世帯、1か月) 人数割 300円(1人、1か月) (税抜き)		
納付方法 納付書発行日 隔月 1日 納 期 限 隔月 月末 口 座 振 替 隔月 15日		納付方法 納付書発行日 毎月 9日 納 期 限 毎月 21日 口 座 振 替 毎月 19日		納付方法については、新市発足時に西脇市の例により統合する。
4.水洗化促進事業		4.水洗化促進事業		水洗化促進事業については、新市において再編する。
名 称	西脇市水洗便所等改造資金融資あっせん制度	名 称	黒田庄町水洗便所改造資金利子補給制度	
対象工事	くみ取り便所の水洗化及び排水設備の設置又は改造工事	対象工事	くみ取り便所の水洗化及び排水設備の設置又は改造工事	
対 象 者	・市税、下水道受益者負担金を滞納していない者 ・市の融資制度又は貸付制度において滞納していない者 ・保険業法に規定する保険会社等の信用保証を受けられる者 等	対 象 者	・町税及び下水道事業分担金又は使用料を滞納していない者かつ償還能力を有する者 ・町内に居住し、独立の生活を営んでいる者	
融資あっせん額	1戸につき80万円以内で市長の査定した額	利子補給の融資限度額	1戸につき100万円以内	
融資利率	市長と融資機関の間で定めた利率 平成16年度 年2.5%以内	利子補給率	年3%以内	
融資期間	5年以内	償還期間	50か月以内	
償還方法	毎月元利均等返済 一括繰上げ償還することができる。	償還方法	毎月元利及び元金均等返済 一括繰上げ償還することができる。	

先進事例

市町村名	調整の方針
養父市	1. 下水道施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2. 下水道加入金については、当分の間現行どおりとし、随時調整する。 3. 下水道工事負担金については、現在整備中の地域もあるため、新市に移行後、当分の間現行どおりとし、随時調整する。 4. 下水道使用料については、事業継続地域があるため、新市に移行後、当分の間現行どおりとし、随時調整する。 5. 合併浄化槽等の設置に対する補助は、養父町の例による。
丹波市 (予定)	1. 水洗便所改造利子補給制度については、合併時に統一する。 2. 受益者分担金(工事分担金)については、現行のとおりとする。 加入負担金については、合併時に調整する。 3. 下水道使用料は、合併後5年を目途に統一する。使用料は水道使用量による従量制とする。井戸水使用者の使用料については、認定水量制とする。 4. 基金及び起債については、合併時の残高を持ち寄る。
朝来市 (予定)	1. 新規加入分担金については、合併時に朝来町の額に統合し、1口600,000円とする。 公共柵の設置に伴う費用負担については、合併時に和田山町、朝来町の制度に統合する。 2. 施設の維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において、全ての下水道施設を新市の管理とする方向で管理組合と調整する。 3. 下水道使用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において料金統一化に向け調整する。 料金徴収については、新市管理に移行した施設は、毎月徴収とする。 4. 水洗便所等改造資金融資斡旋制度については、合併時に生野町、和田山町の制度を基に調整する。
中町 加美町 八千代町	1. 下水道施設については新町に引き継ぐ。 2. 分担金及び新規加入工事については、中町の例により合併時に統合する。 3. 下水道使用料については、合併後3年を目途に再編する。ただし、再編までは現行の料金とする。 4. 排水設備改造資金利子補給事業については、八千代町の例により合併時に統合する。 5. 下排水対策事業宅地内改造工事資金助成については、中町の例により合併時に統合する。

関係法令

【下水道法】（抜粋）

（用語の定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

流域下水道 もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう。

（水洗便所への改造義務等）

第11条の3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

（使用料）

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。

定率又は定額をもつて明確に定められていること。

特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

【都市計画法】（抜粋）

（受益者負担金）

第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業により著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

【地方自治法】（抜粋）

（分担金）

第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

協議第49号

各種事業（その他事業）の取扱いについて

各種事業（その他事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年7月29日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（その他事業）の取扱い
指定金融機関、収納代理金融機関等については、西脇市の例により調整する。
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	総務・企画部会
協定項目	22-22 各種事業(その他事業)の取扱いについて	関係項目	指定金融機関等の指定等	
調整内容	指定金融機関、収納代理金融機関等については、西脇市の例により調整する。			

課題・問題点(現況)	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
新市として新たに指定金融機関、収納代理機関等を指定する必要がある。	合併時に統一する。	指定金融機関、収納代理金融機関等については、西脇市の例により調整する。

項 目	現 況	
	西 脇 市	黒 田 庄 町
指定金融機関等	<p>1 指定金融機関 三井住友銀行</p> <p>2 指定代理金融機関 なし</p> <p>3 収納代理金融機関 みなと銀行 西脇支店 但馬銀行 西脇支店 兵庫県信用組合 西脇支店 中兵庫信用金庫 西脇支店 近畿労働金庫 北播支店 みのり農業協同組合（西脇・津万・日野・重春・比延庄支店）</p> <p>4 収納代理郵便官署 なし（郵便振替法等に基づき、郵便局でも収納可）</p> <p>5 出納取扱金融機関 三井住友銀行（水道事業） みなと銀行（病院事業）</p> <p>6 指定代理出納取扱金融機関 なし</p> <p>7 収納取扱金融機関（水道事業） みなと銀行 西脇支店 兵庫県信用組合 西脇支店 中兵庫信用金庫 西脇支店 但馬銀行 西脇支店 近畿労働金庫 北播支店 みのり農業協同組合（西脇・津万・日野・重春・比延庄支店）</p>	<p>1 指定金融機関 みのり農業協同組合</p> <p>2 指定代理金融機関 中兵庫信用金庫</p> <p>3 収納代理金融機関 三井住友銀行 西脇支店 みなと銀行 西脇支店</p> <p>4 収納代理郵便官署 黒田庄郵便局</p> <p>5 出納取扱金融機関（水道事業） みのり農業協同組合</p> <p>6 指定代理出納取扱金融機関（水道事業） 中兵庫信用金庫</p> <p>7 収納取扱金融機関（水道事業） 三井住友銀行 西脇支店 みなと銀行 西脇支店</p>

先進事例

市町村名	調整の方針
さぬき市	(1) 新市の指定金融機関は(株)百十四銀行とする。 (2) 新市の指定代理金融機関は、設置しないこととする。 (3) 新市の収納代理金融機関及び収納代理郵便官署については、合併関係5町において従来取り扱っていたすべての機関に対し、指定についての働きかけをしていくものとする。
亀山市 (予定)	指定金融機関等については、現行の金融機関を基本に合併時まで調整する。
養父市	1 指定金融機関については、合併時に統一する。 2 公金管理対策(ペイオフ対策)については、新市に移行後、速やかに調整する。
朝来市 (予定)	1 新市の指定金融機関及び収納代理金融機関を合併時に設置する。設置にあたっては、住民の利便性に配慮して調整する。 2 指定金融機関が提供すべき担保については、指定時に調整する。
加東市 (予定)	公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる金融機関を合併時に指定する。
中町・加美町・八千代町 (予定)	指定金融機関、収納代理金融機関等については、合併時に再編する。

関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（金融機関の指定）

第235条 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。

2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（指定金融機関等）

第168条 都道府県は、地方自治法第235条第1項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関（日本郵政公社を除く。次項及び第3項において同じ）を指定して、当該都道府県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせなければならない。

2 市町村は、地方自治法第235条第2項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。

3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

5 指定金融機関を指定していない市町村の長は、必要があると認めるときは、収入役をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該市町村の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

6 前2項の規定により収納の事務の一部を日本郵政公社に取り扱わせる場合においては、郵便振替法第58条に規定する公金に関する郵便振替の方法により取り扱わせるものとする。

7 第1項又は第2項の金融機関を指定金融機関と、第3項の金融機関を指定代理金融機関と、第4項の金融機関を収納代理金融機関と、第5項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。

8 普通地方公共団体の長は、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定し、又はその取消しをしようとするときは、あらかじめ、指定金融機関の意見を聴かなければならない。

9 普通地方公共団体の長は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

（指定金融機関の責務）

第168条の2 指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。

2 指定金融機関は、公金の収納又は支払の事務（指定代理金融機関及び収納代理金融機関において取り扱う事務を含む。）につき当該普通地方公共団体に対して責任を有する。

3 指定金融機関は、普通地方公共団体の長の定めるところにより担保を提供しなければならない。

協議第50号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年7月29日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

新市の議会の議員の定数については、22人とする。

両市町の議会の議員については、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、新市発足日から7か月以内の間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

在任特例期間中の議員報酬については、それぞれ現行の報酬額を適用する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協定項目	6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	関係項目	<table border="1"> <tr> <td>専門部会名</td> <td>幹事会</td> </tr> <tr> <td colspan="2">議員の任期及び定数</td> </tr> </table>	専門部会名	幹事会	議員の任期及び定数	
専門部会名	幹事会						
議員の任期及び定数							
調整内容	<p>新市の議会の議員の定数については、22人とする。</p> <p>両市町の議会の議員については、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、新市発足日から7か月以内の間、引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>在任特例期間中の議員報酬については、それぞれ現行の報酬額を適用する。</p>						

区分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例（合併特例法第6条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第7条）を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任期	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間
3 定数	地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口（地方自治法第254条）区ごとの上限数の範囲で条例で定める。 地方自治法第91条第2項 人口5万未満の市 26人	設置選挙に限り、合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で、条例で定めることができる。 地方自治法第91条第2項 人口5万未満の市 26人 2倍を超えない範囲 26人×2=52人以内	市町村合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定に関わらず、当該数をもって合併市町村の議会の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は地方自治法第91条の規定による定数に至るまで減少する。 32人
4 設置選挙	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	選挙は行わない

議員定数現況

		西脇市	黒田庄町
議員定数	法定	26人	18人
	条例	20人	12人
任期		平成16年 4月30日～ 平成20年 4月29日	平成16年 7月15日～ 平成20年 7月14日

	三木市	小野市	加西市
人口	76,682人	49,432人	51,104人
条例定数	23人	20人	20人

先進事例

新市町村名	合併の期日	合併の方式	特例の適用			合併協定書記載内容
			有無	特例の種別	在任特例の場合の期間	
篠山市	平成11年4月1日	新設合併	有	在任特例	合併後1年1月間	4町の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号を適用し、合併後1年1月間引き続き新市の議会の議員として在任する。
西東京市	平成13年1月21日	新設合併	有	在任特例	合併後2年間	2市町の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。
さぬき市	平成14年4月1日	新設合併	有	在任特例	合併後1年2月間	5町の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号を適用し、合併後1年2月間引き続き新市の議会の議員として在任する。
静岡市	平成15年4月1日	新設合併	有	在任特例	合併後2年間	両市の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。
養父市	平成16年4月1日	新設合併	有	在任特例	合併後7月間	<ol style="list-style-type: none"> 1 任期については、在任特例を適用し、平成16年10月31日まで引き続き新市の議員として在任する。 2 在任期間終了後最初に行われる新市の議会議員の選挙においては、1選挙区とし議員の定数は22名とする。 3 議員報酬については、在任期間中は、旧町の歳費を基本として所定の手続を経て調整する。在任期間終了後最初に行われる新市の議会議員の選挙以降の議員報酬については新市において定める。
京丹後市	平成16年4月1日	新設合併	無			議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を30人と定め、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。報酬については、合併時に調整する。
丹波市 (予定)	平成16年11月1日	新設合併	無			議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、30人とし、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。
伊賀市 (予定)	平成16年11月1日	新設合併	無			議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例を適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を34人と定め、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、新市発足後速やかに選挙を実施する。

関係法令

地方自治法

(市町村議会の議員の定数)

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

人口2千未満の町村	12人
人口2千以上5千未満の町村	14人
人口5千以上1万未満の町村	18人
人口1万以上2万未満の町村	22人
人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人
人口5万以上10万未満の市	30人
人口10万以上20万未満の市	34人
人口20万以上30万未満の市	38人
人口30万以上50万未満の市	46人
人口50万以上90万未満の市	56人
人口90万以上の市	人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(その数が96人を超える場合にあつては、96人)

(任期)

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第258条及び第260条の定めるところによる。

(人口の定義)

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

公職選挙法

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条 略

2 略

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項(市町村の設置の告示)の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

市町村の合併の特例に関する法律

(議会の議員の定数に関する特例)

第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

表1

合併後、最初に行われる選挙により選出される議員の任期相当期間(通常4年間)に限る。

新市例(人口は平成12年国勢調査)

西脇市 人口 37,768人 法定定数 26人	+	黒田庄町 人口 7,950人 法定定数 18人	=	新市 人口 45,718人 法定定数 26人×2=52人以内
-------------------------------------	---	-------------------------------------	---	--

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

表2

合併後2年以内の期間に限り、合併時点の議員が在任する。

西脇市 人口 37,768人 法定定数 26人 条例定数 20人	+	黒田庄町 人口 7,950人 法定定数 18人 条例定数 12人	=	新市 人口 45,718人 法定定数 26人 在任特例定数 32人
--	---	--	---	---

議会議員報酬シミュレーション

合併特例法第7条第1項第1号(在任特例)を適用した場合の議員報酬(共済負担金を含む。)

(単位 円)

市町名	議員数(人)	議員報酬年額 (共済負担金含む)	在任特例を適用した場合の報酬(4月1日から7か月間分)	
			現在の報酬適用	西脇市の報酬適用
西脇市	20人	143,535,580	80,748,100	80,748,100
黒田庄町	12人	43,617,450	24,268,900	48,976,100
合計	32人	187,153,030	105,017,000	129,724,200

西脇市の報酬を適用した場合の定数別報酬年額(共済負担金を含む。)

(単位 円)

議員定数(人)	議員報酬年額 (共済負担金含む)
26人	188,491,200
24人	174,175,600
22人	159,860,000
20人	145,544,400
18人	131,228,800

現在の報酬月額

(単位 円)

	西脇市	黒田庄町
議長	490,000	290,000
副議長	430,000	220,000
議員	390,000	190,000
期末手当	4.40か月	4.35か月

事前提案事項

協議第51号	各種事業（各種福祉事業）の取扱いについて	P 1 ~ P 7
協議第52号	各種事業（農林水産関係事業）の取扱いについて	P 8 ~ P 26
協議第53号	各種事業（社会教育事業）の取扱いについて	P 27 ~ P 36

各種事業（各種福祉事業）の取扱いについて

各種事業（各種福祉事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年8月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（各種福祉事業）の取扱い

母子等年金（市町単独福祉年金）支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に西脇市の例により調整する。

障害者年金（市町単独福祉年金）支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に黒田庄町の例により調整する。

敬老金支給事業については、新市において節目支給を検討し、再編する。

乳幼児福祉医療費助成事業については、次のとおりとする。

ア 乳児医療費助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。

イ 幼児医療費助成については、新市発足時に再編する。

母子家庭等福祉医療費助成事業については、新市発足時に黒田庄町の例により統合する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	住民・福祉部会
協定項目	22-9 各種事業(各種福祉事業)の取扱い	関係項目	児童福祉・母子福祉・障害者福祉・高齢者福祉
調整内容	<p>母子等年金(市町単独福祉年金)支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に西脇市の例により調整する。 障害者年金(市町単独福祉年金)支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に黒田庄町の例により調整する。 敬老金支給事業については、新市において節目支給を検討し、再編する。 乳幼児福祉医療費助成事業については、次のとおりとする。 ア 乳児医療費助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。 イ 幼児医療費助成については、新市発足時に再編する。 母子家庭等福祉医療費助成事業については、新市発足時に黒田庄町の例により統合する。</p>		

項目	現 西 脇 市		況 黒 田 庄 町		具体的調整方針			
	年金の種類	年金の額(児童1人につき年額)	年金の種類	年金の額(児童1人につき年額)				
母子等年金 (市町単独福祉年金)支給事業	【年金の種類及び額】		【年金の種類及び額】		母子等年金支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に西脇市の例により調整する。			
	母子福祉年金	18歳未満の母子家庭等の児童 (所得税非課税世帯)	14,400円	児童扶養年金		<table border="1"> <tr> <td>準母子、準父子家庭の児童</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>母子、父子家庭の児童</td> <td>15,000円</td> </tr> </table>	準母子、準父子家庭の児童	18,000円
準母子、準父子家庭の児童	18,000円							
母子、父子家庭の児童	15,000円							
	【支給月】	4月	【支給月】	12月				
	【支給基準】	毎年4月1日現在において、引き続き1年以上市内に住居登録されている母子家庭等の18歳未満の児童(所得税非課税世帯)	【支給基準】	毎年4月1日現在で、引き続き1年以上町内に居住する母子家庭等で義務教育終了までの児童を養育する者(所得制限なし)				
	【申請方法】	新規申請後は自動更新	【申請方法】	毎年対象者に申請の案内を郵送				

項 目	現 況			具体的調整方針	
	西 脇 市		黒 田 庄 町		
障害者年金 (市町単独福祉 年金)支給事 業	【年金の種類及び額】			障害者年金支給事業 については、合併年 度は現行のとおりと し、翌年度に黒田庄 町の例により調整す る。	
	年金の種類	年金の額(1人につき年額)			
		身体障害者福祉年金	18歳以上の 身体障害者		1級の者
	2級の者				21,600円
	3級の者				18,000円
	4級の者				14,400円
	5・6級の者				6,000円
	身体障害児福祉年金	18歳未満の 身体障害児	1級の者		24,000円
			2級の者		21,600円
			3級の者		18,000円
4級の者			14,400円		
5・6級の者			10,800円		
知的障害者福祉年金	18歳以上の 知的障害者	重度の者	24,000円		
		中度の者	18,000円		
		軽度の者	6,000円		
知的障害児福祉年金	18歳未満の 知的障害児	重度の者	24,000円		
		中度の者	18,000円		
		軽度の者	10,800円		
精神障害者福祉年金	精神障害者	1級の者	24,000円		
		2級の者	18,000円		
		3級の者	6,000円		
【支給月】	9月及び3月				
【支給基準】	毎年4月1日現在で引き続き1年以上市内に住所を有する、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者				
【申請方法】	新規申請後は自動更新				
	【年金の種類及び額】				
	年金の種類	年金の額(1人につき年額)			
		心身障害者年金	18歳以上の 身体障害者	2級以上の者	18,000円
	3級の者			10,000円	
	4級の者			8,000円	
	5・6級の者			5,000円	
	18歳以上の知的障害者			18,000円	
	心身障害児年金	18歳未満の心身障害児	18,000円		
	精神障害者年金	精 神 障 害 者	18,000円		
	そ の 他	民生委員の意見による者	18,000円		
【支給月】	12月				
【支給基準】	<ul style="list-style-type: none"> 毎年4月1日現在で引き続き1年以上町内に住所を有する、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 民生委員の意見により、同程度の障害を持つと認められる者 				
【申請方法】	毎年対象者に申請の案内を郵送				

項 目	現 況		具体的調整方針
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
敬老金支給 事業	【支給日】 9月15日 【支給基準】 毎年9月15日現在、市内に住所を有する満77歳以上の者に支給 【支給額】 ・満77歳以上89歳までの者 2,000円 ・満90歳以上の者 5,000円	【支給日】 9月15日 【支給基準】 毎年4月2日現在まで引続き町内に住所を有する満80歳以上の者に支給 【支給額】 ・一律5,000円 ・4月2日以降の死亡者については遺族にお供えを贈る。	敬老金支給事業については、新市において節目支給を検討し、再編する。
乳幼児福祉 医療費助成事 業	《乳児》 【対象者】 ・1歳未満児（1歳到達月の末日まで） ・所得制限なし 【自己負担】 ・外来、入院とも無料 ・県内は現物支給、県外は償還により支給 《幼児》 【対象者】 ・1歳到達月の翌月から小学校就学前月の3月31日までの幼児 ・所得制限あり（児童手当の特例給付の額を準用） 【自己負担】 ・外来1割（自己負担限度額5,000円/月） ・入院無料 ・県内は現物支給、県外は償還により支給	《乳児》 【対象者】 同左 【自己負担】 同左 《幼児》 【対象者】 同左 【自己負担】 ・外来無料 ・同左 ・同左	乳幼児福祉医療費助成事業については、次のとおりとする。 乳児医療費助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。 幼児医療費助成については、新市発足時に再編する。 《調整案》 対象者 現行のとおり 自己負担 （外来） ・3歳未満無料 ・3歳以上1割（自己負担限度額5,000円/月） （入院） 無料

項 目	現 況		具体的調整方針
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
母子家庭等 福祉医療費助 成事業	【対 象 者】 ・ 18歳到達後最初の年度末までの遺児、母子及び父子家庭の児童 ・ 所得制限は、児童扶養手当法第9条を準用 ・ 所得制限を超えた場合は、市単独事業として対応 【自己負担】 ・ 外来、入院とも無料 ・ 県内は現物支給、県外は償還により支給	【対 象 者】 ・ 同左 ・ 同左 ・ 町単独事業なし 【自己負担】 同左	母子家庭等福祉医療費助成事業については、新市発足時に黒田庄町の例により統合する。

参考関係法令

母子及び寡婦福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 すべて母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母等の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

2 寡婦には、母子家庭等の母等に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、母子家庭等又は寡婦の福祉に係りのある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。

（自立への努力）

第4条 母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。

児童福祉法（抜粋）

（国民の責務と児童福祉の理念）

第1条 すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

（国及び地方公共団体の責任）

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

（福祉保障の原理）

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

老人福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

（基本的理念）

第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第3条 老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

（老人福祉増進の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前2条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

障害者基本法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

（基本的理念）

第3条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、障害者の福祉を増進し、及び障害を予防する責務を有する。

（国民の責務）

第5条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。

（自立への努力）

第6条 障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。

2 障害者の家庭にあっては、障害者の自立の促進に努めなければならない。

先進事例

新市町村名	旧市町村名	合併の期日	調整の方針
東かがわ市 (新設合併)	引田町 白鳥町 大内町	平成15年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 ・国又は県が定める制度については、現行の実施方法を基準に新市において調整し、実施する。 ・地域福祉バス運行事業、患者輸送バス運行事業については、地域全体の均衡を考慮し新たな制度により実施する。 ・1町又は2町で実施されているその他の事業については、新市において調整し実施する。 ・敬老年金支給事業については、現行の制度を改め、祝い金制度により新市において調整し実施する。
養父市 (新設合併)	八鹿町 養父町 大屋町 関宮町	平成16年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等福祉金については、大屋町、関宮町の例による。 ・介護予防関連事業実施方法については、福祉サービスの低下にならないよう、社会福祉協議会等と調整を図り、合併時まで調整する。 ・金婚夫婦祝福事業については、廃止の方向で検討する。 ・長寿祝い金の支給は、県の基準に合わせる。 ・敬老会補助については、廃止の方向で検討する。
加東市 (新設合併)	社 町 滝野町 東条町	平成17年3月31日迄 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・国の制度に基づく児童手当等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ・福祉年金支給事業については、受給資格を調整し実施する。 ・国又は県の障害者福祉事業(補助事業)については、現行のとおり新市において実施する。 ・町単独障害者福祉事業については、事業内容等を合併時に調整し、新市において実施する。ただし、障害者福祉計画は、合併後新市において策定する。 ・国又は県の高齢者福祉事業(補助事業)については、事業内容等を合併時に調整し、新市において実施する。 ・町単独高齢者福祉事業については、次のものを除き、事業内容等を合併時に調整し、新市において実施する。 高齢者福祉計画は、合併後新市において策定する。 地区敬老会助成及び夢園温泉入泉料助成は廃止する。 ・福祉タクシー事業については、事業内容を合併時に調整し、新市において実施する。

各種事業（農林水産関係事業）の取扱いについて

各種事業（農林水産関係事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年8月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（農林水産関係事業）の取扱い

農業関係事業

- ア 農業振興地域整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想及び地域農業マスタープランについては、新市において速やかに策定する。
- イ 合併の前日における認定農業者については、新市の認定農業者とする。また、認定基準については新市発足時に統一する。
- ウ 農業振興に係る市町単独補助事業については、新市発足時に再編する。
- エ 生産調整（転作）については、新市発足時に西脇市の例により調整する。
- オ 農業イベントについては、現行のまま新市に引き継ぎ、新市の農業イベントとして実施する。
- カ 有機の里づくり推進事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- キ 農業関係資金利子補給制度については、新市発足時に再編する。

畜産関係事業

畜産共進会、共励会については、現行のまま新市に引き継ぐ。

林業関係事業

ア 森林整備計画については、新市において速やかに策定する。

イ 治山事業に係る分担金については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

土地改良事業

ア 土地改良事業に係る分担金については、新市発足時に再編する。ただし、継続事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

イ 土地改良事業に係る黒田庄町町単独補助事業については、新市発足時に事業区分による補助率を見直し、当分の間黒田庄町の区域において実施する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	産業・建設部会
協定項目	22-13 各種事業（農林水産関係事業）の取扱い	関係項目	農業振興地域整備計画、地域農政、生産調整・米穀、農業融資、有機農業、農業関係イベント、畜産振興、林業振興、治山施設の整備、土地改良事業、地元（受益者）負担金
調整内容	<p>農業関係事業</p> <p>ア 農業振興地域整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想及び地域農業マスタープランについては、新市において速やかに策定する。</p> <p>イ 合併の前日における認定農業者については、新市の認定農業者とする。また、認定基準については新市発足時に統一する。</p> <p>ウ 農業振興に係る市町単独補助事業については、新市発足時に再編する。</p> <p>エ 生産調整（転作）については、新市発足時に西脇市の例により調整する。</p> <p>オ 農業イベントについては、現行のまま新市に引き継ぎ、新市の農業イベントとして実施する。</p> <p>カ 有機の里づくり推進事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>キ 農業関係資金利子補給制度については、新市発足時に再編する。</p> <p>畜産関係事業</p> <p>畜産共進会、共励会については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>林業関係事業</p> <p>ア 森林整備計画については、新市において速やかに策定する。</p> <p>イ 治山事業に係る分担金については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p> <p>土地改良事業</p> <p>ア 土地改良事業に係る分担金については、新市発足時に再編する。ただし、継続事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>イ 土地改良事業に係る黒田庄町単独補助事業については、新市発足時に事業区分による補助率を見直し、当分の間黒田庄町の区域において実施する。</p>		

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
<p>農業関係事業</p> <p>ア 各種農業関係計画について</p> <p>農業振興地域整備計画について</p> <p>・両市町において、それぞれ農業振興地域整備計画が策定されている。</p> <p>農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について</p> <p>・両市町において、それぞれ基本構想が策定されている。</p>	<p>合併後速やかに策定する。</p> <p>合併後速やかに策定する。</p>	<p>新市において、兵庫県による農業振興地域の指定が変更された後、速やかに新たな計画を策定するものとする。それまでの間は現行のとおりとする。</p> <p>新市において新たな基本構想を策定するものとする。それまでの間は現行のとおりとする。</p>

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具 体 的 調 整 方 針
<p>地域農業マスタープランについて ・両市町において、それぞれマスタープランが策定されている。</p>	合併後速やかに策定する。	新市において新たなマスタープランを策定するものとする。それまでの間は現行のとおりにする。
<p>イ 認定農業者について ・両市町に認定基準があり、それに基づいて認定された認定農業者がいる。</p>	現行のまま新市に引き継ぐ。	合併の前日において認定農業者であった者は、新市の認定農業者とする。認定基準については、新市発足時に統一する。
<p>ウ 農業振興事業について ・両市町でそれぞれ国、県及び市町単独補助事業を実施している。</p>	合併時に再編する。	市町単独補助事業については、新市発足時に再編する。
<p>エ 生産調整（転作）及び市町単独助成について ・両市町でそれぞれ生産調整（転作）を実施し、市町単独助成がある。</p>	合併時に西脇市の例により調整する。	生産調整については、国の動向に併せ、市単独助成制度を含めて新市発足時に西脇市の例により調整する。
<p>オ 農業イベントについて ・黒田庄町において黒田庄町農業祭を開催している。</p>	現行のまま新市に引き継ぐ。	現行のまま新市に引き継ぎ、新市の農業イベントとして実施する。
<p>カ 有機の里づくり推進事業について ・黒田庄町において有機の里づくり推進事業を実施している。</p>	現行のまま新市に引き継ぐ。	現行のまま新市に引き継ぎ、有機の里づくり推進事業を実施する。
<p>キ 農業関係資金利子補給制度について ・農業近代化資金等利子補給制度 ・豊かな村づくり資金利子補給制度</p>	合併時に再編する。	新市発足時に再編し、新市において利子補給制度を実施する。

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
<p>畜産関係事業 黒田庄町において、各種畜産共進会及び共励会を開催及び支援している。</p> <p>林業関係事業 ア 森林整備計画について ・両市町においてそれぞれ市町森林整備計画が策定されている。</p> <p>イ 治山事業について ・県単独補助治山事業について、西脇市では分担金を徴収している。</p> <p>土地改良事業 ア 土地改良事業分担金について ・両市町で、分担金が異なる。</p> <p>イ 黒田庄町のみ単独補助事業を実施している。</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>合併後速やかに策定する。</p> <p>合併時に西脇市の例により統合する。</p> <p>合併時に再編する。</p> <p>合併時に再編する。</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>新市において速やかに関係機関と調整のうえ策定する。それまでの間は現行のとおりとする。</p> <p>新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、継続事業については現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>土地改良事業の分担金については、新市発足時に再編する。ただし、継続事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>土地改良事業に係る黒田庄町単独補助事業については、新市発足時に事業区分ごとの補助率を見直し、当分の間黒田庄町の区域において実施する。</p>

		現		況	
項 目		西 脇 市		黒 田 庄 町	
農業関係事業					
ア 各種計画		根 拠 法 令	農業振興地域の整備に関する法律第8条	根 拠 法 令	同 左
農業振興地域整備計画		概 要	県が定める農業振興地域内の農用地の用途区分や農業生産の基盤の整備等に関する事項等を定めている計画	概 要	同 左
		地域指定年月日	昭和48年11月6日	地域指定年月日	昭和48年3月18日
		計画策定年月日	昭和49年7月27日	計画策定年月日	昭和49年6月24日
		市全体面積	9,641ha	町全体面積	3,354ha
		農業振興地域	1,776ha	農業振興地域	870ha
		農用地区域	578ha	農用地区域	330ha
		平成16年4月1日現在		平成16年4月1日現在	
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想		根 拠 法 令	農業経営基盤強化促進法第6条	根 拠 法 令	同 左
		概 要	次の事項を定めている計画 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 農業経営の規模、生産方式等に関する営農の類型ごとの農業経営の指標 農業経営者に対する農用地の利用の集積に関する目標等	概 要	同 左
		策定年度	平成7年度	策定年度	同 左
地域農業マスタープラン		概 要	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を基に、その目標をより具体的に数値等で設定している計画	概 要	同 左
		策定年度	平成12年度	策定年度	同 左

		現		況		
項 目		西 脇 市		黒 田 庄 町		
イ 農業経営改善計画の 認定基準	根拠法令	農業経営基盤強化促進法第12条		根拠法令	同左	
	概要	高度な技術と優れた経営感覚を有する農家を育成するため、農家が作成する農業経営改善計画を認定し、支援する。		概要	同左	
	認定基準	目標年間所得	800万円以上		目標年間所得	700万円以上
		目標年間労働時間	2,000時間以内		目標年間労働時間	同左
		年齢制限	なし		年齢制限	同左
	支援策	資金の融資、税制の特例、農用地利用集積の優遇等		支援策	同左	
認定農業者数	9名		認定農業者数	6名		
ウ 農業振興市町単独補助 事業	事業名	西脇市農業振興事業		事業名	集団営農用機械施設整備事業	
	目的	市内の農地の集団的土地利用を推進するとともに、担い手農家の育成と特色のある農業経営を推進することを目的とする。		目的	集落で運営する営農集団に対し、転作作物の収量・品質の安定化と生産性の向上に向けた機械化体系の整備を図り、需要ニーズにあった作物づくりに寄与することを目的とする。	
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・産地づくり奨励（指定農作物栽培に対する助成） ・ハウス栽培奨励（ハウス設置・栽培に対する助成） ・担い手農家の育成（機械整備に対する助成） ・豊かな土づくり奨励（堆肥施設への助成） ・農用地利用集積奨励（農地集積への助成） ・地域特産開発奨励（グループ等活動助成） ・地域農業活動奨励（地区農会活動への助成） 		内容	機械整備に対する助成（機械の種類限定）	
		事業名			事業名	飼料用稲わら展示ほ設置事業
		目的			目的	粗飼料の完全自給を目指して、また転作作物の奨励の面からも未知数である飼料用稲わらの展示ほを設置して研究をする。
		内容			内容	展示ほに対する委託料交付
事業名				事業名	特別栽培米推進補助金	
目的			目的	こしひかりを減農薬・減化学肥料で栽培し、消費者と提携して生産活動を行う。		
内容			内容	栽培グループに対する助成		

項 目	現 況		現 況	
	西 脇 市		黒 田 庄 町	
工 生産調整(転作)関係 事業	生産調整の現況		生産調整の現況	
	配 分 面 積	283.3ha	配 分 面 積	128.4ha
	実 施 面 積	290.5ha	実 施 面 積	137.4ha
	達 成 率	102.6%	達 成 率	107.0%
	平成15年度実績		平成15年度実績	
	市単独補助金		町単独補助金	
	事業名	西脇市農業振興事業	事業名	水田農業経営確立対策町単独補助事業
	目 的	農地の集团的土地利用を推進するとともに、担い手農家等の育成と特色ある農業経営を推進することを目的とする。	目 的	生産調整を地域で円滑に実施するための集団化促進事業。助成金需給体系における有利性、集落における生産調整事務の効率かつ簡素化に大きく寄与する団地形成、土地利用集積の維持を図る。
	内 容	計画的に集団転作を実施している営農組合に対し、 麦・大豆・飼料作物について 15,000円以内/10a みつ源レンゲについて 500円以内/10a 指定野菜栽培農家に対し 指定野菜について 10,000円以内/10a	内 容	水田農業経営確立対策の団地化及び土地利用集積型並びにこれらに隣接する農地については 5,600円/10a その他の団地化志向等については 2,800円/10a を交付している。
オ 農業イベント			名 称	黒田庄農業祭
			目 的	テーマ「安全で安心な食と農が育む生命(いのち)」 安全と安心を求めて生産する黒田庄のPRと、黒田庄町の農業振興を図る。
			実施団体	黒田庄農業を育てる会
			実施時期	11月23日
			内 容	・玄米、農産物品評会 ・酒米懇談会 ・もちまき ・黒田庄和牛の展示及び網焼きステーキ販売 ・農産物、特産品販売、・農業共済コーナー ・農機具の展示・みのり農協コーナー

現		況																			
西 脇 市		黒 田 庄 町																			
カ 有機の里づくり推進事業			<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>黒田庄町有機の里づくり推進事業</td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td>全町有機土壌化の推進及び有機農業の普及啓発</td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td>資源の再利用を可能にし、農薬・化学肥料の使用を控え又は使用しないことにより、地域資源と環境を保全しつつ、一定の生産力と収益性を確保し、より安全な食料生産に寄与する持続的農業の推進</td> </tr> </table>	名 称	黒田庄町有機の里づくり推進事業	目 的	全町有機土壌化の推進及び有機農業の普及啓発	内 容	資源の再利用を可能にし、農薬・化学肥料の使用を控え又は使用しないことにより、地域資源と環境を保全しつつ、一定の生産力と収益性を確保し、より安全な食料生産に寄与する持続的農業の推進												
	名 称	黒田庄町有機の里づくり推進事業																			
目 的	全町有機土壌化の推進及び有機農業の普及啓発																				
内 容	資源の再利用を可能にし、農薬・化学肥料の使用を控え又は使用しないことにより、地域資源と環境を保全しつつ、一定の生産力と収益性を確保し、より安全な食料生産に寄与する持続的農業の推進																				
キ 農業関係資金利子補給制度	<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>西脇市農業近代化資金等利子補給規則</td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td>農業者が融資を受ける農業近代化資金等につき利子補給を行うことにより、農業者の資本装備の高度化を図り、農業経営の近代化に資することを目的とする。</td> </tr> <tr> <td>利子補給対象資金</td> <td>農業近代化資金、 農業振興資金</td> </tr> </table>	名 称	西脇市農業近代化資金等利子補給規則	目 的	農業者が融資を受ける農業近代化資金等につき利子補給を行うことにより、農業者の資本装備の高度化を図り、農業経営の近代化に資することを目的とする。	利子補給対象資金	農業近代化資金、 農業振興資金	<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>黒田庄町豊かな村づくり資金利子補給規則</td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td>農畜産物の主産地の形成、農業生産活動等に必要な資金を低利かつ円滑に融通する措置を講ずることによって、農業農村の振興を図り、もって豊かな村づくりに資することを目的とする。</td> </tr> <tr> <td>利子補給対象資金</td> <td>豊かな村づくり資金</td> </tr> </table>		名 称	黒田庄町豊かな村づくり資金利子補給規則	目 的	農畜産物の主産地の形成、農業生産活動等に必要な資金を低利かつ円滑に融通する措置を講ずることによって、農業農村の振興を図り、もって豊かな村づくりに資することを目的とする。	利子補給対象資金	豊かな村づくり資金						
	名 称	西脇市農業近代化資金等利子補給規則																			
	目 的	農業者が融資を受ける農業近代化資金等につき利子補給を行うことにより、農業者の資本装備の高度化を図り、農業経営の近代化に資することを目的とする。																			
	利子補給対象資金	農業近代化資金、 農業振興資金																			
名 称	黒田庄町豊かな村づくり資金利子補給規則																				
目 的	農畜産物の主産地の形成、農業生産活動等に必要な資金を低利かつ円滑に融通する措置を講ずることによって、農業農村の振興を図り、もって豊かな村づくりに資することを目的とする。																				
利子補給対象資金	豊かな村づくり資金																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>農業近代化資金の種類</th> <th>利子補給期間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 農舎、畜舎、農産物乾燥施設、たい肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、たい肥盤、農業用貯留槽、果樹棚、牧さく、農業用索道、排水施設、かん水施設、農産物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施設、農業生産資材貯蔵施設、農業資産資材製造施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、きのこ栽培施設、家畜人工授精施設、家畜市場施設、家畜診療施設又は農業生産（農産物の処理加工を含む。）に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に要する資金</td> <td>3年</td> <td>年1%</td> </tr> </tbody> </table>	農業近代化資金の種類	利子補給期間	利 子 補 給 率	1 農舎、畜舎、農産物乾燥施設、たい肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、たい肥盤、農業用貯留槽、果樹棚、牧さく、農業用索道、排水施設、かん水施設、農産物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施設、農業生産資材貯蔵施設、農業資産資材製造施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、きのこ栽培施設、家畜人工授精施設、家畜市場施設、家畜診療施設又は農業生産（農産物の処理加工を含む。）に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に要する資金	3年	年1%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>豊かな村づくり資金の種類</th> <th>利子補給期間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 農業に従事し、又は従事しようとする者が組織する団体による農畜産物の主産地の形成に必要な資金</td> <td>10年以内</td> <td>年1%以内</td> </tr> <tr> <td>2 農業に従事し、又は従事しようとする高齢者若しくは女性又はこれらの者が組織する団体による生産活動に必要な資金</td> <td>5年以内</td> <td>年1%以内</td> </tr> <tr> <td>3 局地天災により被害を受けた農家の経営の維持又は安定に必要な資金</td> <td>5年以内</td> <td>年1%以内</td> </tr> </tbody> </table>		豊かな村づくり資金の種類	利子補給期間	利 子 補 給 率	1 農業に従事し、又は従事しようとする者が組織する団体による農畜産物の主産地の形成に必要な資金	10年以内	年1%以内	2 農業に従事し、又は従事しようとする高齢者若しくは女性又はこれらの者が組織する団体による生産活動に必要な資金	5年以内	年1%以内	3 局地天災により被害を受けた農家の経営の維持又は安定に必要な資金	5年以内	年1%以内
農業近代化資金の種類	利子補給期間	利 子 補 給 率																			
1 農舎、畜舎、農産物乾燥施設、たい肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、たい肥盤、農業用貯留槽、果樹棚、牧さく、農業用索道、排水施設、かん水施設、農産物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施設、農業生産資材貯蔵施設、農業資産資材製造施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、きのこ栽培施設、家畜人工授精施設、家畜市場施設、家畜診療施設又は農業生産（農産物の処理加工を含む。）に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に要する資金	3年	年1%																			
豊かな村づくり資金の種類	利子補給期間	利 子 補 給 率																			
1 農業に従事し、又は従事しようとする者が組織する団体による農畜産物の主産地の形成に必要な資金	10年以内	年1%以内																			
2 農業に従事し、又は従事しようとする高齢者若しくは女性又はこれらの者が組織する団体による生産活動に必要な資金	5年以内	年1%以内																			
3 局地天災により被害を受けた農家の経営の維持又は安定に必要な資金	5年以内	年1%以内																			

現		況																																
項	目	西 脇 市	黒 田 庄 町																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>農業近代化資金の種類</th> <th>利子補給 期 間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 原動機、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農作物育成管理用機具、肥料調整散布用機具、病害虫等防除用機具、収穫調整用機具、農産物処理加工用機具、農産用機具又は運搬用器具の取得に要する資金</td> <td>3年</td> <td>年1%</td> </tr> <tr> <td>3 果樹等の植栽又は育成に要する資金</td> <td>5年</td> <td>年1%</td> </tr> <tr> <td>4 牛、豚の購入又は育成に要する資金</td> <td>2年</td> <td>年2%</td> </tr> </tbody> </table>	農業近代化資金の種類	利子補給 期 間	利 子 補 給 率	2 原動機、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農作物育成管理用機具、肥料調整散布用機具、病害虫等防除用機具、収穫調整用機具、農産物処理加工用機具、農産用機具又は運搬用器具の取得に要する資金	3年	年1%	3 果樹等の植栽又は育成に要する資金	5年	年1%	4 牛、豚の購入又は育成に要する資金	2年	年2%																				
農業近代化資金の種類	利子補給 期 間	利 子 補 給 率																																
2 原動機、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農作物育成管理用機具、肥料調整散布用機具、病害虫等防除用機具、収穫調整用機具、農産物処理加工用機具、農産用機具又は運搬用器具の取得に要する資金	3年	年1%																																
3 果樹等の植栽又は育成に要する資金	5年	年1%																																
4 牛、豚の購入又は育成に要する資金	2年	年2%																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>農業振興資金の種類</th> <th>利子補給 期 間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 農地等の取得又は造成に要する資金</td> <td>5年</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>2 農業用の構築物、機械又は機具の取得に要する資金</td> <td>5年</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3 農業経営に要する資金</td> <td>家畜又は家きんの購入又は育成に要する資金</td> <td>4年</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>特用作物の植栽又は育成に要する資金</td> <td>5年</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>経営の維持又は安定に要する資金</td> <td>3年</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>局地天災による被害農家の経営の維持又は安定に要する資金</td> <td>3年</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>4 観光農業又は内水面漁業の経営に要する資金</td> <td>5年</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>5 鶏病により被害を受けた農業者の経営に要する資金</td> <td>5年</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>6 その他知事が必要と認める資金</td> <td>5年</td> <td>年1.5%</td> </tr> </tbody> </table>	農業振興資金の種類	利子補給 期 間	利 子 補 給 率	1 農地等の取得又は造成に要する資金	5年	年1.5%	2 農業用の構築物、機械又は機具の取得に要する資金	5年	年1.5%	3 農業経営に要する資金	家畜又は家きんの購入又は育成に要する資金	4年	年1.5%	特用作物の植栽又は育成に要する資金	5年	年1.5%	経営の維持又は安定に要する資金	3年	年1.5%	局地天災による被害農家の経営の維持又は安定に要する資金	3年	年1.5%	4 観光農業又は内水面漁業の経営に要する資金	5年	年1.5%	5 鶏病により被害を受けた農業者の経営に要する資金	5年	年1.5%	6 その他知事が必要と認める資金	5年	年1.5%	
農業振興資金の種類	利子補給 期 間	利 子 補 給 率																																
1 農地等の取得又は造成に要する資金	5年	年1.5%																																
2 農業用の構築物、機械又は機具の取得に要する資金	5年	年1.5%																																
3 農業経営に要する資金	家畜又は家きんの購入又は育成に要する資金	4年	年1.5%																															
	特用作物の植栽又は育成に要する資金	5年	年1.5%																															
	経営の維持又は安定に要する資金	3年	年1.5%																															
	局地天災による被害農家の経営の維持又は安定に要する資金	3年	年1.5%																															
4 観光農業又は内水面漁業の経営に要する資金	5年	年1.5%																																
5 鶏病により被害を受けた農業者の経営に要する資金	5年	年1.5%																																
6 その他知事が必要と認める資金	5年	年1.5%																																

現		況		
項 目	西 脇 市	黒 田 庄 町		
畜産関係事業		町共催畜産共進会		
		名 称	JAみのり黒田庄和牛畜産共進会	
畜産共進会、共励会		日 時	9月中旬	
		場 所	黒田庄町ライスセンター	
		負担金	10万円	
		褒 賞	最優秀賞1点、優秀賞2点、優良賞7点	
		町支援畜産共励会		
		名 称	場 所	日 時
		JAみのり牛枝肉共励会	加古川、神戸各1回	9月
		黒田庄和牛枝肉共励会	神戸	11月
		黒田庄和牛婦人部枝肉共励会	加古川	11月
		黒田庄和牛若人会枝肉共励会	加古川	12月
		その他の共進会		
		名 称	近畿東海北陸連合肉牛共進会	
		日 時	11月中旬	
		場 所	京都市と神戸市で交代で開催	
		褒 賞	出品褒賞費として1頭1万円	
		名 称	兵庫県畜産共進会	
		日 時	10月中旬～下旬	
		場 所	兵庫県内	
		褒 賞	出品褒賞費として1頭5千円	
		名 称	全国但馬牛枝肉共進会	
		日 時	2～3年に1回	
		場 所	神戸市	
		褒 賞	出品褒賞費として1頭1万円	

		現		況		
項 目		西 脇 市		黒 田 庄 町		
林業関係事業						
ア 森林整備計画	根 拠 法 令	森林法第10条の5		根 拠 法 令	同 左	
	概 要	市町森林整備計画は、市町村における森林整備のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めている。		概 要	同 左	
	内 容	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項 立竹木の伐採に関する事項 造林に関する事項 間伐に関する事項 森林の公益的な機能別の森林整備に関する事項 森林の保健機能の増進に関する事項 森林施行の共同化の促進に関する事項 林業従事者の養成、確保に関する事項 施行合理化のための機械導入の促進に関する事項 作業路網その他森林の整備（施設整備）に関する事項 林産物の利用促進のための施設整備に関する事項 その他		内 容	同 左	
	策 定 年 度	平成14年度		策 定 年 度	同 左	
	目 標 年 度	平成23年度		目 標 年 度	同 左	
森 林 面 積	6,831ha		森 林 面 積	2,565ha		
イ 治山事業分担金 (県単独補助治山事業)	事業の概要	人家等に隣接する山地の崩壊による被害の復旧及び災害を未然に防ぐ。		事業の概要	同 左	
	事業費の負担割合	県	3分の2	事業費の負担割合	県	3分の2
		市	3分の1		町	3分の1
		受益者	市負担の5分の1		受益者	-

項 目	現 況			現 況		
	西 脇 市			黒 田 庄 町		
土地改良事業 施設概要 (平成16年3月31日)	農 道			農 道		
	総 延 長	舗 装 総 延 長	舗 装 率	総 延 長	舗 装 総 延 長	舗 装 率
	63,052m	6,200m	9.8%	- m	m	%
	ため池			ため池		
			個 数			個 数
	条 例 た め 池	A	55	条 例 た め 池	A	14
	"	B	21	"	B	11
	"	C	20	"	C	11
	条 例 外 た め 池		51	条 例 外 た め 池		0
	計		147	計		36
条例ため池 A：かんがい面積5.0ha以上 B：かんがい面積1.0ha以上、5.0ha未満 C：かんがい面積0.5ha以上、1.0ha未満 条例外ため池 かんがい面積0.5ha未満						
ほ場整備実施状況			ほ場整備実施状況			
農 地 面 積		725ha	農 地 面 積		418ha	
農業振興地域農用地区域内の農地面積 A		578ha	農業振興地域農用地区域内の農地面積 A		330ha	
整 備 済	面 積 B	525ha	整 備 済	面 積 B	312ha	
	整 備 済 率	90.8%		整 備 済 率	94.5%	
施 工 中	面 積 C	0ha	施 工 中	面 積 C	0ha	
実 施 率 B + C / A		90.8%	実 施 率 B + C / A		94.5%	

項 目		現 況			黒 田 庄 町					
		西 脇 市			黒 田 庄 町					
ア	国・県補助事業	市	事業区分	分担金の率 %	摘 要	町	事業区分	分担金の率 %	摘 要	
			農用地整備事業	20			農用地整備事業	0~50		
		かんがい排水事業	20		かんがい排水事業	0~50				
		農道整備事業	20		農道整備事業	0~50				
		ため池等整備事業	20		ため池等整備事業	0~10				
		営 業	農業集落排水事業	建設事業費	1.6	非補助事業（補助事業と一体的整備を行うものに限る。）に係る事業費の分担金の率も同率とする。	農業集落排水事業	建設事業費		非補助事業（補助事業と一体的整備を行うものに限る。）に係る事業費の分担金の率も同率とする。
				維持管理事業費	3.4			維持管理事業費		
				計	5.0			計		
		業	災害復旧事業	農業用施設	20	分担金の率を乗ずる額は、事業費からその国庫補助額を差し引いた補助残額とする。	災害復旧事業	農業用施設	0	分担金の率を乗ずる額は、事業費からその国庫補助額を差し引いた補助残額とする。
				農地	20			農地	50	
		その他		市長が別に定める。		その他	町長が別に定める。			
		県 営 事 業	中山間地域総合整備事業（農業生産基盤）	5		経営体育成整備事業（農業生産基盤）	10			
			ため池等整備事業	7		ため池等整備事業	工事費 事務費	7 11		

		現			況	
項 目		西 脇 市			黒 田 庄 町	
分 担 金	市町単独事業	事業区分		分担金の率	摘 要	
		かんがい排水事業	第1種	50 %	用排兼用水路 頭首工	
			第2種	70	用水路	
		農道整備事業	第1種	50	一定要件農道及び生活道路的な農道	
			第2種	70	その他の農道	
		ため池等整備事業	建設事業	50		
			安全対策	50	保険加入、看板設置	
				20	転落防止柵	
		農業集落排水事業		50	新規加入に伴う污水本管の増設	
		災害復旧事業		40		
補助事業関連附帯事業		20	補助事業と関連して実施することにより明らかに事業効果が期待できる付帯的な事業			
その他		市長が別に定める。				
イ 補 助 金	市町単独補助事業			事業種目		補助率
				町単独補助事業		出来高事業費の70%
				事業費10万円未満は除く。 町単独補助事業は、地元施行による。		

関係法令

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

（農業振興地域整備基本方針の作成）

第4条 都道府県知事は、基本方針に基づき、政令で定めるところにより、当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定に関し農業振興地域整備方針を定めるものとする。

（市町村の定める農業振興地域整備計画）

第8条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域にあたる市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第58号）

（農業経営基盤強化促進基本方針）

第6条 市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を定めることができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

農業経営基盤の強化の促進に関する目標

農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積に関する目標

農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

イ 利用権設定等促進事業に関する次に掲げる事項

利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

設定され、又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該利用権が賃借権である場合における賃借の算定基準及び支払いの方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法

移転される所有権の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。第18条第2項第5号において同じ。）の方法

ロ 前条第2項第4号のロの規定により基本方針に定められた法人が行う農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

ハ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

ニ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

ホ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

ヘ その他農林水産省令で定める事項

3 基本構想においては、前項各号に掲げる事項のほか、市町村の区域（農業振興地域の区域内に限る。）の全部又は一部を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せて行うものに限る。）又は民法第34条の規定により設立された法人で農林水産省令で定める要件に該当するものに関する事項を定めることができる。

4 基本構想は、基本方針に即するとともに、前条第3項に規定する計画と調和が保たれたものでなければならない。

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）

（多面的機能の発揮）

第3条 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

（農業の持続的な発展）

第4条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）が増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

（地方公共団体の責務）

第8条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

森林法（昭和26年法律第249号）

（市町村森林整備計画）

第10条の5 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、5年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、10年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となった市町村にあっては、その最初にたてる市町村森林計画については当該地域森林計画の計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）

（地方公共団体の責務）

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、森林及び林業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（森林の整備の推進）

第12条 国は、森林の適正な整備を推進するため、地域の特性に応じた造林、保育及び伐採の計画的な推進、これらの森林の施行を効率的に行うための林道の整備、優良種苗の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国は、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施行の実施が特に重要であることにかんがみ、その実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行うものとする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）

（目的及び原則）

第1条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

2 土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資産の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。

（都道府県営土地改良事業の分担金等）

第91条 都道府県は、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の分担金を徴収することができる。

2 都道府県は、前項の規定による分担金の全部又は一部の徴収に代えて、都道府県営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、その事業に要する費用のうち当該市町村の区域内にある土地に係る同項に掲げる者に対する分担金に相当する部分の費用を負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。

3 前項の市町村は、政令に定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第224条の分担金として徴収することができる。

先進事例

市町村名	調整の方針
加東市 (予定)	= 農業関係事業 = 1 農業振興地域整備計画及び農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、合併後速やかに策定する。 2 合併時の認定農業者は、新市の認定農業者とする。また、認定基準については合併時に統一する。 3 農業振興に係る町単独補助事業は、合併時に再編し、新市全域に実施する。 4 生産調整（転作）は、合併時に調整する。 5 利子補給制度は、合併時に再編実施する。 6 農業イベントは、現行のとおり新市に引き継ぐ。 = 林業関係 = 1 環境緑化推進事業（町単独補助）は、合併時に再編し、新市全域に実施する。また、公共施設等の緑化推進事業は、新市に緑化推進委員会を設置し調整する。 2 森林整備計画は、合併後速やかに策定する。 3 森林巡視員は、合併後新市に設置する。 = 土地改良関係事業 = 1 町単独農地農業用施設災害復旧事業は、合併時に廃止する。 2 町単独土地改良事業は、合併時に事業区分及び補助率を統一する。 3 団体営土地改良事業の受益者負担率は、合併時に県営事業の負担率と同じに統一する。ただし、農道整備事業及び災害復旧事業並びに調査設計事業については、別途定める。 4 元利補給金交付事業は、合併時に廃止する。ただし、償還中の事業については終了時まで助成を継続する。

養父市

農林水産関係事業の取扱いについて（その１）

各事業に係る分担金については、新たな制度を設ける。ただし継続事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

災害復旧事業については、八鹿町・関宮町の例により新たな制度を設ける。

農林水産関係事業の取扱いについて（その２）

1 農業近代化資金貸付利子補給制度については、新たな制度を設ける。

2 畜産振興事業については

・家畜防疫事業補助制度は、八鹿町及び関宮町の例による。

・肉用牛導入事業補助については、養父町・大屋町の例により、補助額は1頭200千円を限度とし、頭数については30頭以内とする新たな制度を設ける。

・畜産関係市町単独利子補給制度については、現行の制度は廃止し、畜産環境保全の推進を目的とする総合的な制度を設ける。

・畜産奨励事業については、関係団体と協議の上、合併時に新たな制度を設ける。

3 生産調整実施方法については、新制度により合併までに実施方法を調整し、新市へ引き継ぐ。

・生産調整に対する、町単独助成制度については、合併時に廃止する。

4 農会長組織については、「農会長」は「農業共済委員」を兼ね、農家のない行政区には、農業共済推進員を置く方向で調整し新市に引き継ぐ。

・農会長手当等は、統一した基準により支給する方向で、新市において調整する。

5 特産物振興等に関する助成事業については、従来の経緯と地域特性を踏まえて調整し合併時に新たな制度を設ける。

6 有害鳥獣駆除については

・有害鳥獣防除施設に関する補助制度については、新たな制度を設ける。

・有害鳥獣捕獲用具である固定式の捕獲檻については、合併時までに各地区へ払い下げる方向で調整する。

・猟友会補助については、補助基準を統一し新たな制度を設ける。

・猟友会の組織については、統合に向けて検討が進められるよう調整する。

7 生産森林組合育成補助金は、助成基準を統一し新たな制度を設ける。

各種事業（社会教育事業）の取扱いについて

各種事業（社会教育事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年8月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（社会教育事業）の取扱い

子育て学習センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。
ただし、運営等については、新市において再編する。

放課後児童健全育成事業（学童保育）については、現行のまま
新市に引き継ぐ。ただし、運営等については、新市において再編
する。

高齢者学級については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、
運営等については、新市において再編する。

各種スポーツ大会については、現行のまま新市に引き継ぐ。た
だし、黒田庄町の事業については地域振興事業として調整する。

のじぎく兵庫国体推進事業については、新市発足時に西脇市の
例により統合する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	教育部会
協定項目	22-20 各種事業(社会教育事業)の取扱い	関係項目	家庭教育、その他児童福祉、学習活動、社会体育の普及及び振興、その他社会体育、のじぎく兵庫国体
調整内容	<p>子育て学習センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営等については、新市において再編する。</p> <p>放課後児童健全育成事業(学童保育)については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営等については、新市において再編する。</p> <p>高齢者学級については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営等については、新市において再編する。</p> <p>各種スポーツ大会については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、黒田庄町の事業については地域振興事業として調整する。</p> <p>のじぎく兵庫国体推進事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p>		

項目	現況		具体的調整方針
	西脇市	黒田庄町	
子育て学習センター	<p>【目的】 地域の子育て支援の中核施設として、21世紀を担う子どもたちの心身ともに健やかな成長と「生きる力」を育む。また、子育て学習センターに集うグループや団体を育成し、相互の連携を図るとともに、子育て支援の環境整備を図る。</p> <p>【指導者】 両親教育インストラクター 1名(常勤:嘱託職員)</p> <p>【開館日時】 火曜日から日曜日まで 午前9時から午後5時</p> <p>【設置場所】 総合市民センター内</p>	<p>【目的】 核家族化、少子化などによる子育ての不安や悩みに対応するとともに、子育てグループの育成などを通じ、家庭や地域の教育力を高める。</p> <p>【指導者】 両親教育インストラクター 1名(常勤:嘱託職員) 両親教育インストラクター補助員 1名(常勤:臨時職員)</p> <p>【開館日時】 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時</p> <p>【設置場所】 福祉センター内</p>	<p>子育て学習センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営等については、新市において再編する。</p>

項 目	現 況		具体的調整方針										
	西 脇 市	黒 田 庄 町											
	<p>【活動内容】</p> <p>子育て相談（随時） 学習会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・七夕夕涼み会 ・クリスマス会 ・伝承あそび ・わくわく探検隊 ・親子体操 ・子育て学習会等 <p>子育てグループ活動とグループ育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主サークル活動（6グループ） ・親子ふれあい教室（1～5歳児の親子対象） <ul style="list-style-type: none"> 募集グループ（1年目、4グループ） 60組 自主グループ（2年目、3グループ） 44組 ・なかよし広場（0歳児の親子対象） <p>情報提供 『あいあいだより』の発行（年6回）</p>	<p>【活動内容】</p> <p>子育て相談（随時） 学習会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あそびの広場 ・遊びの教室 ・交流あそびの教室 ・巡回あそびの教室 ・ちいさななかまたち ・みんななかよし ・子育てセミナー「おやかぜ」 <p>子育てグループ活動とグループ育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主サークル活動（8グループ） <p>情報提供 『くろっ子ランド』の発行（毎月） 子育て支援ネットワーク 交流会、学習会、子育て支援関係者学習会、委員会の開催</p>											
放課後児童健全育成事業（学童保育）	<p>【対象】</p> <p>小学校1年生から3年生（幼稚園児については市内の2幼稚園で預かり保育を実施している。）</p> <p>【設置状況】</p> <table> <tr> <td>西脇小学校</td> <td>なかよしクラブ</td> </tr> <tr> <td>重春小学校</td> <td>ともだちクラブ</td> </tr> <tr> <td>日野小学校</td> <td>たんぼぼクラブ</td> </tr> </table>	西脇小学校	なかよしクラブ	重春小学校	ともだちクラブ	日野小学校	たんぼぼクラブ	<p>【対象】</p> <p>幼稚園児及び小学校1年生から3年生</p> <p>【設置状況】</p> <table> <tr> <td>楠丘小学校</td> <td>くすっ子クラブ</td> </tr> <tr> <td>桜丘小学校</td> <td>さくらっ子クラブ</td> </tr> </table>	楠丘小学校	くすっ子クラブ	桜丘小学校	さくらっ子クラブ	放課後児童健全育成事業（学童保育）については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営等については、新市において再編する。
西脇小学校	なかよしクラブ												
重春小学校	ともだちクラブ												
日野小学校	たんぼぼクラブ												
楠丘小学校	くすっ子クラブ												
桜丘小学校	さくらっ子クラブ												

現		況		具体的調整方針																																		
項	目	西	脇		市	黒	田	庄	町																													
		<p>【定員】 おおむね20人</p> <p>【実施日時】 月曜日から金曜日まで 授業の終了時間から午後5時30分まで 授業がない日は午前8時30分から午後5時30分まで</p> <p>【利用者負担】（月額） 児童1人につき 通常月 4,000円 夏季長期休業中 10,000円 春季長期休業中 3,000円 その他各クラブでおやつ代を徴収</p>		<p>【定員】 おおむね25人</p> <p>【実施日時】 月曜日から土曜日まで 保育・授業の終了時間から午後5時30分まで 授業がない日は午前8時30分から午後5時30分まで</p> <p>【利用者負担】（月額） 児童1人につき 通常月 5,000円 夏季長期休業中 10,000円 その他各クラブでおやつ代を徴収 園児1人につき 通常月 6,000円 夏季長期休業中 12,000円 その他各クラブでおやつ代を徴収</p>																																		
高齢者学級		<p>【目的】 生きがいのある充実した生活の基盤をかん養するとともに、高齢者同士、連帯の輪を拡げ、地域社会で指導的役割を果たす高齢者の育成を図る。</p> <p>【実施状況】 (平成16年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>学生数</th> <th>開講日</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寿学園1年</td> <td>50名</td> <td>第1金曜日</td> <td>総合市民センター</td> </tr> <tr> <td>寿学園2年</td> <td>44名</td> <td>第2金曜日</td> <td>総合市民センター</td> </tr> <tr> <td>寿学園研究科</td> <td>318名</td> <td>第3金曜日</td> <td>総合市民センター</td> </tr> <tr> <td>萩ヶ瀬学園</td> <td>98名</td> <td>第1火曜日</td> <td>総合福祉センター</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>510名</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		名称	学生数	開講日	場所	寿学園1年	50名	第1金曜日	総合市民センター	寿学園2年	44名	第2金曜日	総合市民センター	寿学園研究科	318名	第3金曜日	総合市民センター	萩ヶ瀬学園	98名	第1火曜日	総合福祉センター	合計	510名			<p>【目的】 学園生相互の教養を高め、健康と福祉を増進し、生活の向上と親睦を図る。</p> <p>【実施状況】 (平成16年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>学生数</th> <th>開講日</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いきいき学園</td> <td>170名</td> <td>第2木曜日</td> <td>黒田庄町 中央公民館</td> </tr> </tbody> </table>		名称	学生数	開講日	場所	いきいき学園	170名	第2木曜日	黒田庄町 中央公民館	<p>高齢者学級については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営等については、新市において再編する。</p>
名称	学生数	開講日	場所																																			
寿学園1年	50名	第1金曜日	総合市民センター																																			
寿学園2年	44名	第2金曜日	総合市民センター																																			
寿学園研究科	318名	第3金曜日	総合市民センター																																			
萩ヶ瀬学園	98名	第1火曜日	総合福祉センター																																			
合計	510名																																					
名称	学生数	開講日	場所																																			
いきいき学園	170名	第2木曜日	黒田庄町 中央公民館																																			

現 況		具体的調整方針	
項 目	西 脇 市		黒 田 庄 町
	<p>【学習内容】 教養講座（人権、環境、健康、高齢者問題等） 専門講座（園芸・手芸・書道・パソコン・ちぎり絵・卓球・グランドゴルフ・俳句・民謡） 趣味講座（俳画・音楽・ダンス・パソコン・短歌・俳句・民謡・囲碁・盆栽・川柳・グランドゴルフ） 地域活動講座（6月から毎月1回、生活伝承、ボランティア活動等） 学外研修（年1回） 学園祭（10月） 学生文集の発行（年度末に発行）</p> <p>【定 員】 寿学園1年 70人 萩ヶ瀬学園 200人</p> <p>【開設時期】 4月から翌年3月</p> <p>【入学資格】 ・満60歳以上 ・萩ヶ瀬学園は市内在住者 ・寿学園は市内及び多可郡在住者</p> <p>【受講料】 2,000円/年</p> <p>【自治会費】 2,500円/年</p> <p>【負担金】 2,500円/年（寿学園研究科のみ）</p>	<p>【学習内容】 教養講座（人権、消費者問題、健康、高齢者問題等） 専門講座（書道・花木園芸・編物手芸・舞踊・詩吟・ダンス体操・コーラス） グランドゴルフ（年10回）</p> <p>奉仕に関する事業 公民館周辺の草引き作業（年1回） 学外研修（年1回） 学園祭（3月）、町文化祭に出演・出展（11月） 学園文集の発行（年度末に発行）</p> <p>【定 員】 200人</p> <p>【開設時期】 5月から翌年3月</p> <p>【入学資格】 満60歳以上の町内在住者</p> <p>【受講料】 無 料</p> <p>【自治会費】 3,500円/年</p> <p>【負担金】 なし</p>	

項 目	現 況		具体的調整方針
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
各種スポーツ大会	<p>【市民体育大会】</p> <p>1 主催 西脇市体育協会、西脇市、西脇市教育委員会</p> <p>2 開催時期 加盟団体ごとに日程を設定 総合開会式は毎年10月の第1日曜日</p> <p>3 競技内容 加盟団体ごとに開催 (平成16年度は陸上競技、庭球、卓球、バレーボール、野球、柔道、剣道、ソフトボール、家庭バレーボール、空手、少林寺拳法、スポーツ少年団、バドミントン、硬式テニス、サッカー、水泳、スキー)</p> <p>4 参加費 加盟団体ごとに設定</p> <p>【「日本のへそ」西脇子午線マラソン大会】</p> <p>1 主催 西脇子午線マラソン大会実行委員会</p> <p>2 開催時期 毎年12月の第2日曜日</p> <p>3 競技内容 日本陸連公認・経緯度周辺コース 1部～23部 ハーフ、10km、5km、3km、1.5km</p> <p>4 参加費 一 般 3,000円 高校生 1,500円 中学生 1,000円 小学生・親子ペア 500円</p>	<p>【町民体育祭】</p> <p>1 主催 黒田庄町、町民体育祭実行委員会</p> <p>2 開催時期 5年毎の町制記念事業の一環として11月初旬に開催 (前回は平成12年11月に開催)</p> <p>3 競技内容 綱引き・紅白玉入れ・リレー競走等の競技及び仮装大会を地区対抗で実施</p> <p>4 参加費 なし</p> <p>【町内一周駅伝競走大会】</p> <p>1 主催 黒田庄町体育協会</p> <p>2 開催時期 毎年11月</p> <p>3 競技内容 町内14地区対抗 町内の一般道路を使った駅伝競走大会(全8区間)</p> <p>4 参加費 なし</p>	各種スポーツ大会については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、黒田庄町の事業については地域振興事業として調整する。

現		況	具体的調整方針	
項	目	西 脇 市		黒 田 庄 町
		<p>【東播磨地区高校駅伝競走大会】</p> <p>1 主催 兵庫県高等学校体育連盟東播支部・兵庫陸上競技協会</p> <p>2 開催時期 毎年10月</p> <p>3 競技内容 西脇市総合市民センター発着杉原川上流折り返しコース 男子 7区間42.195km 女子 5区間21.0975km</p>	<p>【その他のスポーツ大会（黒田庄町体育協会主催）】</p> <p>1 ファミリー駅伝競走大会</p> <p>2 元旦走ろう会</p> <p>3 球技大会（野球・ソフトボール・家庭バレーボール・卓球）</p>	
のじぎく兵庫 国体推進事業	<p>【目 的】 平成18年のじぎく兵庫国体において西脇市で開催する「ソフトボール競技（少年女子）」及び「スポーツ芸術」の成功に向けて、諸準備及び啓発活動を展開する。</p> <p>【正式種目】 ソフトボール競技（少年女子）</p> <p>【公開競技】 スポーツ芸術</p> <p>【デモンストレーションとしてのスポーツ行事】 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>スポーツ芸術とは 多彩な芸術作品の展示や、演劇の上演など、国体開催に合わせて行われるもの。県民に楽しんでいただくとともに、芸術活動を通じて国体に参加し、兵庫県の姿を全国に紹介するために開催される。</p> </div>	<p>【目 的】 平成18年のじぎく兵庫国体において黒田庄町で開催するデモンストレーションスポーツとしての「少年少女スポーツ ゲートボール」の成功に向けて、諸準備及び啓発活動を展開する。</p> <p>【正式種目】 該当なし</p> <p>【公開競技】 該当なし</p> <p>【デモンストレーションとしてのスポーツ行事】 少年少女スポーツ ゲートボール</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>デモンストレーションとしてのスポーツ行事とは グランドゴルフ、ゲートボール、ペタンクなど、ニュースポーツを中心に、県民誰もが参加できるように国体開催期間中に実施される。</p> </div>	<p>のじぎく兵庫国体推進事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p>	

項 目	現 況		具体的調整方針
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
	<p>【事業内容】 平成15年度 のじぎく兵庫国体西脇市実行委員会設立 平成16年度 大会開催に向けての準備 平成17年度 リハーサル大会(8月)の開催 平成18年度 スポーツ芸術の開催 大会の開催(10/1~10/4)</p> <p>【実行委員会の組織】 会長 1名 副会長 5名 常任委員 31名 監事 2名 委員 189名 (計 228名)</p> <p>【会 場】 野村公園、あかねが丘グラウンド</p>	<p>【事業内容】 平成16年度 実行委員会設立(予定) 平成17年度 大会開催に向けての準備 平成18年度 大会の開催(9/30予定)</p> <p>【実行委員会】 平成16年7月より準備委員会(8名)で素案協議 平成16年度中に実行委員会を設立予定</p> <p>【会 場】 総合運動公園(仮称、建設中)</p>	

関係法令

社会教育法（昭和24年法律第207号）

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

社会教育に必要な援助を行うこと。

社会教育委員の委嘱に関すること。

公民館の設置及び管理に関すること。

所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。

所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。

視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

情報の交換及び調査研究に関すること。

その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務

先進事例

関係市町	調 整 内 容
養父市	<p>(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国体推進事業については、現行のまま新市へ引き継ぎ、合併後、新市実行委員会等の推進体制を確立する。 ・子育て学習センター等については、現行のまま新市へ引き継ぐ。
丹波市 (予定)	<p>(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て事業の地域性に考慮し、旧町ごとに子育て学習センターを設置する。
亀山市 (予定)	<p>(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館事業については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。ただし、関町の地区分館については、合併後速やかにコミュニティ活動として推進できるよう調整する。
加東市 (予定)	<p>(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館事業については、受講料等に不均衡が生じないよう合併時に調整して実施する。活動発表は、公民館まつりとして実施する。 ・社会体育事業については、合併時に同種又は同時期に実施している事業は関係団体と調整し統合又は再編して実施する。ただし、町民体育祭は、現行のとおりとす。
朝来市 (予定)	<p>(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て学習センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。
中町 加美町 八千代町 (予定)	<p>(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> 4. 子育て学習センター施設については、新町に引き継ぐ。運営については、合併後に再編する。 8. 各種公民館講座については、合併時に再編する。 11. 各種スポーツ大会については、合併後に再編する。 10. 国体推進事業については、新町に引き継ぐ。ただし、実行委員会については、合併後に再編する。